

平成 3 0 年

第 2 回西原村定例会会議録

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

平成 3 0 年 6 月 1 5 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 3 0 年第 2 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
6 月 1 2 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
6 月 1 3 日	水	休 会		
6 月 1 4 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（5名） 	
6 月 1 5 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （報告第1号～第2号、議案第46号～第49号、同意第1号～第2号、諮問第1号） ・発議第1号～第2号 ・陳情書審議 ・委員会の閉会中の継続調査申出 	

提出議案等

(平成30年6月12日提出)

(村長提出議案)

- 報告第 1号 平成29年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2号 平成29年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 議案第46号 災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 平成30年度西原村一般会計補正予算(第1号)について
- 同意第 1号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 2号 西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(平成30年6月14日提出)

(一般質問)

- 1番 坂本隆文君 2番 上野正博君 3番 山下一義君 4番 林田直行君
5番 堀田直孝君

(平成30年6月15日提出)

(議員提出議案)

発議第 1号 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議

発議第 2号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（6月12日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明 （報告第1号～第2号、議案第46号～第49号、 同意第1号～第2号、諮問第1号）	5
日程第 5 休会の件について	9
散 会	9

第2号（6月14日）

議事日程第2号	1 1
応招議員氏名	1 2
出席議員氏名	1 3
事務局職員出席者	1 3
説明のため出席した者の職氏名	1 4
開 議	1 5
日程第 1 一般質問	1 5
（坂本隆文）	1 5
・学校の施設（エアコン・トイレ）について （上野正博）	2 5
・村の人口増加対策について ・村の今後の農業対策について （山下一義）	3 6
・大切畑ダムについて ・災害公営住宅について （林田直行）	4 3
・神社仏閣の復旧について ・消防団体制について （堀田直孝）	5 2

日程第13	委員会の閉会中の継続調査申出	9 1
閉会		9 2
署名		9 3

第 1 号 (6 月 1 2 日)

平成30年第2回西原村議会定例会会議録

平成30年6月12日、平成30年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成30年6月12日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～第2号、議案第46号～第49号、同意第1号～第2号、諮問第1号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成30年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員、中西義信君、5番議員、西口義充君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月5日に行われました議会運営委員会で本日12日より15日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日12日より15日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

5月28日、全国の町村議会議長と副議長が一堂に会して、平成30年度町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、第1部で「町村議会議員の議員報酬等のあり方」、第2部において「『町村議会のあり方に関する研究会報告書』について」と題して、江藤俊昭山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授の基調講演が行われ、その後、町村議会特別表彰を受けられました長崎県小値賀町議会並びに福岡県大刀洗町議会、徳島県那珂町議会から、それぞれの取り組みについて発表が行われました。

翌29日には、全国町村会館において熊本県内の町村正副議長による県選出の国会議員への政策要望を行いました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成30年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日10時より米朝首脳会談が初めて開催され、非核化問題や朝鮮戦争の終結等をあわせ、拉致問題等が問題提起されると信じております。我が国にとって長年の懸案事項であり、実のある会談となることを祈りたいと思います。

熊本地震が発生し2年2カ月となろうとしておりますが、復旧・復興に向け議員各位のご協力とご指導をいただき、そして、復興推進課を初め全職員の見込みで順調に進んでいることに感謝を申し上げます。

西原村の復興の進捗は、他自治体より一歩も二歩も先を進んでいると言われ、今後も模範的な役割を担ってほしいと県からも身に余るお褒めの言葉をいただきました。関係する全ての方に感謝を申し上げます。

5月20日、中学校の運動会が挙行されましたが、生徒の規律、礼節そして機敏な態度等に全てがすばらしく、頼もしく感銘を受けました。このことは、私ばかりではなく多くの人を感じられたことと思います。また、全国から注目された消防団の操法大会もきびきびした態度、的確迅速な操作で、出場した選手と応援する団員が心一つに結集され、心強く感じたところであります。

また、6月4日に実施しました平成30年度西原村災害対策会議及び水防連絡会議においては、区長、消防団、関係機関にご出席を願い、防災についての考えを改めてリセットしたところであります。梅雨も本格化してまいります。雨は農家にとりまして自然の肥料として大事であり、必要であります。地震を経験した我々にとってこれ以上の災害発生は避けたいもので、降り過ぎないことを祈るものであります。

さて、一昨日の6月10日には、西原村買い取り型災害公営住宅河原地区の落成式を議員ご出席のもと、多くのご来賓にもご出席を賜り、盛大に開催することができました。被災された方々の一日も早い暮らしの再建のため、全力で取り組んでまいりました結果、一番につくることが目的ではありませんが、県内初の完成となりました。すばらしい住宅が完成しており、まずは安堵しているところでございます。

また、山西地区におきましても7月末完成、8月入居を目指して建設工事が進んでおります。入居希望者の全ての方々が安心して暮らしていただくことを願っているところであります。

宅地の再生、集落再生事業につきましても予算の配分をいただき、いよいよ発注の運びとなっております。約90億円の膨大な事業であります。29年度予算でありますので、30年度で発注を終え、31年度中完成を目標に、職員一丸となって昼夜を問わず頑張っているところであります。円滑な事業の推進に、建設事業者の方々に期待をするところであります。

ただ、他自治体と比較しても西原村の震災からの復旧・復興は遅くはないと自負しております。平成30年度も始まって2カ月余りですが、今後とも震災からの復旧・復興に全力で取り組んでまいります。一歩先に行く施策に変

わりはなく、引き続き邁進してまいりますので、議員各位の変わらぬご指導とご協力を切にお願いいたしまして、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、本定例会に提案しております議案につきまして、説明をさせていただきます。

報告第1号、平成29年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回、報告いたします事業といたしましては、総務費2件、衛生費1件、農林水産業費2件、土木費3件、災害復旧費3件の、合わせて11件の事業です。

翌年度繰越額といたしましては、100億9,426万5,000円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源3億6,047万3,000円、未収入特定財源の国・県等の補助金55億1,338万5,000円、地方債38億9,300万円、その他の特定財源284万7,000円及び一般財源3億2,456万円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものです。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

報告第2号、平成29年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告いたします事業といたしましては、総務費1件、農林水産業費1件、土木費1件、災害復旧費2件の、合わせて5件の事業です。翌年度繰越額といたしましては、17億1,057万2,334円を計上しております。その財源といたしましては、未収入特定財源の国・県等の補助金12億6,661万2,516円、地方債3億5,910万円、その他の特定財源4万2,350円及び一般財源8,481万7,468円となっております。これらの事業につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告させていただくものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご報告いたします。

議案第46号、災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布及び農業災害補償法の一部を改正する法の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第47号、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第48号、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が平成29年5月26日に成立し、同年7月31日施行に伴い、本法律の趣旨を踏まえ、対象業種を広げるため、定義の変更をする必要があることから、西原村工場等設置奨励条例について所要の改正をするものでございます。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明申し上げます。

議案第49号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,826万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,365万4,000円とするものでございます。また、地方債の補正として文教施設災害復旧事業債等670万円を追加し、公共施設災害復旧事業債770万円を1,050万円に変更するものです。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金3,351万2,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、道路橋梁災害復旧等の災害復旧費5,027万3,000円の増額補正でございます。また、人事異動に伴う人件費等の組みかえをしております。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村教育委員会教育委員竹下あずさ氏は、平成30年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、地方教育行政組織及び運営に関する法律第5条により、平成30年7月1日から平成34年6月30日までの4年間です。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、何とぞよろしくご審議いただき、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

同意第2号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年3月31日付で、固定資産評価員でありました佐藤光弘税務課長が退職し、4月1日付の人事異動で、その後任に税務課住民税係長廣瀬龍一が新たに税務課長となりました。そのため、新たに固定資産評価員を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、何とぞよろしくご審議をいただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員の戸田親男氏が、平成30年9月30日をもって任期満了となるため、新しく緒方良行氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今定例会に提案いたしました報告2件、議案4件、同意2件、諮問1件、合計9件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をさせていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日13日は本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日13日は本議会を休会にします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時17分 散 会

第 2 号 (6 月 1 4 日)

平成30年第2回西原村議会定例会会議録

平成30年6月14日、平成30年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成30年6月14日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6月5日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、3番議員、坂本隆文君、件数1件、発言を許可します。

（3番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○3番議員（坂本隆文君）おはようございます。3番議員、坂本です。

通告書どおりに質問が1つ、要旨が2つございます。

順番をちょっと変えさせていただきまして、2番のトイレの問題からさせていただきますかと思っております。

洋式トイレの設置をしていただけないかという質問でございます。

山西小学校には、児童数が360人ほど、子どもたちがいます。それに対して、和式トイレが29個、洋式トイレは12個となっております。6年生と4年生の教室の近くには洋式トイレがございません。ほとんどの公衆のトイレは、今、洋式が多くなっております。家でも洋式トイレで、和式トイレが使えないという子どもたちもいるそうです。洋式トイレが少なく、子どもたちが困っていると聞き、質問いたしました。この辺の数を増やしていただくことはできますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

学校施設ということで、まずトイレということでございます。

洋式トイレの設置を検討できないかという内容であるかと思っておりますけれども、現在、全ての小中学校に和式と洋式のトイレがあると聞いております。質問の趣旨には、生活様式の変化等もあり、和式トイレを洋式トイレにかえてほしいという意見であるということで理解をいたしました。

また、このことに関連し、災害のときは特に避難所となる学校のトイレです。避難時においても不便なことがないように和式トイレを洋式トイレにかえないといけないというふうに思っております。

これは、国の補助事業の活用も含めまして、学校を実質管理している教育

課長から回答させます。

以上です。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）熊本地震関係で、村内では学校が避難所となった経緯があります。その中の教訓を生かすという意味もあってのご質問かと思っております。

先ほど発言がありましたように、県内の学校関係も含めて、トイレが和式から洋式へと漸次改修が進んでいるのが現況かと思えます。山西小学校においても和式が29個、洋式が12個というようなことで述べられたところではありますが、確かに個数としてはそういった形で設置されている状況であります。

その中で、洋式のトイレに変更する上には、和式のトイレを洋式にかえるにはスペースの問題が一つは問題となっております。つまり和式トイレを2個使って洋式トイレを1個設置するというような形になってくる状況でありましたので、現在のところは、こういったトイレの個数の状況であるということで、ご了解をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。2回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）ということは、洋式トイレにはできるということでしょうか、できないということでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）今、小学校のトイレについても、和式から洋式というような形で一応もっていったらというところで、山西小学校においては、1・2年生と3・4年生、5・6年生のところがないというような状況でありますので、その分を洋式化に変えていきますと、工事費として約600万円ほどかかるような状況であります。ですので、これについて、国の大規模改造補修事業に適用しますと、3分の1の適用があるというようなことでありますので、次年度以降、この改修に向けた準備を進めていきたいというような方向で考えているところであります。

ただし、トイレを全部洋式化というわけでは今考えていないところであります。洋式に対して抵抗を感じている子どもさんたちもいると、これは大人も含めたところです。

それから、先ほども述べましたように、スペースの確保が非常に洋式をする場合は必要となってきますので、便座等を斜めに設置するとか、個数を減らさずにするには、そういった形に設置せざるを得ない状況ではないかというふうに思っております。

それから、子どもたちが現在、和式文化になく、しゃがむことができないというような問題もありますので、その辺を含めながら今後改修の方向に、全部を洋式にかえるわけではありませんが、逐次洋式化というようなことを

検討して進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目を続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）山西小学校は、児童数は360人を超しておりますけれども、それに対してトイレが少なくなることも危惧されます。その場合は、例えば臨機応変に外にまた新たにトイレをつくっていくということも考えていただければ、スペース関係を考えなくてもいいのではないかと思います。

また、その点からすると、小学校のプールの横のトイレと中学校の外のトイレ、こちらのほうも古くなっておりまして、数年前に平成26年4月のときにも言わせていただいたんですけれども、トイレが危ないのではないかとというふうに言うておりまして、それと同時に、この辺の改修もしていただければ、いろんな面で便利になるのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）今述べられましたように、外トイレのほうについても、委員会の中と執行部の中でも、結構古くなっている部分がありますので、改修の方向に検討を進めていきたいというふうには思っているところがあります。

以上です。

○議長（宮田勝則君）坂本君、3回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、トイレのほうは何とかなるということで、外のほうのトイレも結構危険な状態になっておりますし、この前の中学校の運動会では外のトイレが使えなかったかと思えます。そうすると、いろんな人たちが今度は学校内のトイレに入ってきたりとかするので、安全の面に対しても、その辺をちょっと考慮しながら考えていただければと思います。

こちらの質問は、これで終わります。

○議長（宮田勝則君）今の答弁を求めますか。

○3番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）中学校、小学校の外のトイレ、これもしなくてはならないということで段取りはしておりました。ところが、ご存じのとおり、地震が発生し、なかなかできないという状況でございます。

トイレの和式を洋式にというお話でございますけれども、洋式が苦手な子どももおります。和式が苦手な子どもももちろんおります。その家庭によって、まだ和式しかないというところもあるかと思えますけれども、課長の答弁を覆すわけではございませんけれども、できる限り早い時期に、そういった方向で設置に努めていきたいというふうに思っております。

外のトイレもまた同じでありますけれども、先ほど言いましたように地震

が発生し、計画していたいろんなものが今、中断をしております。特に給食の調理室のドライ化、これは億単位でかかりますけれども、そういったこともしていかななくてはけません。何を先にするか、順序を決めてやっていきたいというふうに思います。

たまたま今、経済対策臨時交付金が出るんじゃないかということがさきやかかれておりますので、そういったことに対応できるよう玉詰めをしておってほしいと、教育委員会のほうには申し上げておりますので、そうなれば、できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（宮田勝則君） 1点目は、まとめますか。

○3番議員（坂本隆文君） いえ、もういいです。よろしくお願いいたします。

次に、エアコンの設置です。

学校にエアコンを設置できないかという質問でございます。

ここ数十年の間に、地球の温暖化により、日本の気候も変わってきております。特に夏の猛暑は昔とは比べものにならないぐらいの気温で、最高気温も記録的になっております。

そんな中、子どもたちに夏の教室のことを聞くと、暑くてぼーっとしている、暑くて勉強できない、頭に入らないと、子どもたちが言うておりました。また、父兄の方からも、学校にエアコンはつけられないのかと何人の方からも言われております。また、学校の先生からも、我々教育者として、とても危惧している。大人の我々が本当に耐えられない中で、授業をしているのだから、子どもたちも集中できていないのがよくわかる。子どもたちのことを考えると、西原村の子どもたちの夏の学校環境の劣悪さは本当に可哀そうであるとまで言われました。

そして、先生方が調べた学校のエアコン調査について、私にメールをいただきました。ぜひお役に立ててくださいと言われ、先生方の考えと私の考えとが同じだったので、現場の声を読ませていただきます。

近年、温暖化により、夏の暑さは厳しく、学校の普通教室に設置してある扇風機では、暑さをしのぐことはできない状況となっております。

平成29年4月に文部科学省が調査した全国の公立小中学校における空調設備（エアコン）の設置状況は、全国平均で41.7%となっております。また、近隣市町である熊本市、益城町、菊陽町、大津町などでは、公立小中学校の全てにエアコンが設置されております。

しかし、西原村では特別教室のみしかエアコンが設置されておらず、真夏の学校における学習環境は劣悪であり、子どもたちは授業に集中できません。このような状況が続くと、学習効率が低下するばかりか、熱中症の発症など子どもたちの健康も損なう可能性があります。また、中学校において、エア

コンが設置された近隣市町村の子どもたちと同等の条件で学習することができないことは、相対的に学力の低下が懸念され、高校受験の大きなハンデとなることが危惧されます。と先生から文書をいただきました。

私も気になっていたのは、猛暑の教室での子どもたちの健康管理と高校受験が一番気になっておりました。特に中学校3年生は、総体が終わると本格的に高校受験に入ります、2学期から学校に出てきても、まだまだ暑い状態が続いております。それが1カ月や2カ月、集中できない暑さの中で勉強となった場合、他の中学校と差が出てくるのではないのでしょうか。

高校受験では、ぎりぎり通るか通らないかの高校を受験したいとチャレンジする子どもたちもいます。その中で、一、二点の差で合否が分かれるようなこともあります。そんな子どもたちのためにも、少しでも環境がよく勉強ができる場所をつくるのが私たちの責任だと、私は考えております。

子どもたちの将来にもかかわってくることでございます。そんな思いから、エアコン設置は大事であると、今回も質問させていただきました。日置村長及び竹下教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）坂本議員の子どもたちを思っている優しい思いの質問であるというふうに思います。

お答えさせていただきます。

「子どもたちは村の宝」あるいは「未来からの預かりもの」と呼ばれております。とりわけ本村の子どもたちは、あの熊本地震の厳しい状況を過ごし、わずか1カ月後には教室で授業を始め、避難所や仮設住宅等で過ごしながら今を迎えています。幼いながらに辛酸をなめてきた子どもたちです。その子どもたちに幸せになってほしいと願わない大人はいないと思います。私もそのうちの一人であります。

さて、私がかねがね教育長に、子育てについて次のような注文をつけております。「鉄は熱いうちに打て」ということわざは、現在の脳科学でも証明されております。成長のかなめとなる大事なことは、小中学校でしっかり教えてほしいと。欲しいものを何でも与えることが教育ではないと思います。何不自由ない暮らしは、子どもの秘めた力を伸ばすことにつながらないのではないかと思います。

そこで、このエアコンの設置に関連してですが、これまでも申してきたことでありますが、今は子育てにとっても本当に大事な時期です。震災後、ありがたいことに村外の方々からたくさんの支援をいただきました。だからこそ、今なら何でもしてくれるという考え違いをしてほしくないと思っております。

結論としては、エアコンの設置については時期を見て行いたいと考えておりますが、詳しいことにつきましては、これまで子どもの成長の様子を見て

きた教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（宮田勝則君）教育長、竹下君。

○教育長（竹下良一君）坂本議員にお答えいたします。

先ほど村長からも申し上げましたが、子どもたちのことをいつも真っ先に考えていただきまして、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

坂本議員のお考えの中には、ことしの4月2日付で通知のありました学校環境衛生基準の一部改正のことも頭にあつてのことだろうと思います。私たちもおっしゃるように、さまざまな事故同様、確かに短い期間ではありますけれども、夏の暑さには危惧を抱いているところでもあります。

また、近隣町村のエアコンの設置状況も、私も調べさせていただきましたが、坂本議員さんのおっしゃるとおりでございます。しかも、南阿蘇村でも昨年、中学校3年生のクラスに設置をしたというふうな情報も入っております。

とはいえ、これまで、特に熱中症についてでございますけれども、罹患者の中で重症者の数がどれほどなのだろうかということが気になりまして調べましたが、近隣町村の場合、過去4年間、熱中症による重症者、特に死者は、幸い報告されていません。ただ、近隣の村では、運動会の練習中に熱中症の症状を起こして救急車で運ばれた、あるいは、現在、中体連の練習が始まっていますけれども、昨年、中体連の練習中に運ばれたというふうな情報も入っています。このように、現在、熱中症については、体育行事あるいは運動の時間に多く起こっているというところではあります。

西原村においても、これまで小中学生の熱中症の罹患者で重症になった児童生徒の報告はなされておられません。これは、保護者の意識の高さ、あるいは学校の取り組みの成果であることを申し添えておきます。塩分や水分の補給、保冷材入りの帽子着用等の十分な指導があつたからだと思っておりますが、現在もそれはなされております。また、やっていかねばならないことだと考えています。今後とも気温が高い日の熱中症対策に対する指導の徹底に努めてまいります。

特に、坂本議員がご指摘のように、熱中症が増加するのは6月から9月ですけれども、幸いこの時期は夏休みともかぶります。ただ、夏休み中の中体連の練習、あるいは家庭の中で、私たちが気づかない中で、子どもたちが熱中症に陥るといふことも十分考えられます。ですから、引き続き学校や家庭を通じて、子どもたちの健康安全に留意し、指導してまいりたいと思っております。

次に、本村のエアコンの設置状況ですが、実はおっしゃるとおり特別教室棟を含めて20教室です。あと残り40教室が設置されておられません。

仮に、この全てにエアコンを設置した場合、動力線の引き込み等の工事やキュービクルの整備が必要になってきますので、大体1教室あたり現在見積もってもらったところ350万円程度ということでございます。ですから、合

計1億2,000万円程度の費用が発生いたします。これに設置後の維持費も発生しますので、震災からの復旧・復興を目指す本村にとっては、非常に厳しい状況、厳しい額だと認識しております。

さて、少子高齢化、グローバル化、情報化の中で、どのような子どもたちを育てるかということについてですが、今必要な力は生きる力だと言われて久しいものがございます。力を合わせて、答えのない問題に挑み、答えを見つけることができる子どもたちの育成です。村長の子育ての視点、何でも与えることが子どもを育てることにならないのではないかとするのは、多くの皆様のご賛同をいただけるものと思っています。

このエアコンの設置の問題については、教育委員会の中でも論議した結果、エアコンの設置について、中学生の意見も聞いてみようということになりました。そこで、5月30日、中学校に出向きまして、生徒会の皆さんに、エアコンの設置について、いわば決まった答えのない問題、課題について投げかけました。その答えを6月5日、生徒会の諸君からいただきました。

生徒の言葉で申し上げます。

エアコンの設置が可能なら、生徒は喜ぶと思います。でも、それ以上に大切にしたいことがあります。今まで支援をしてくださったことに感謝します。これまで、私たちに多くのことをしてくれたのに、少しの期間我慢することで、復興が早まるのであれば、それぐらい我慢できます。

今、私たちは、休み時間も楽しいし、授業時間も全ての時間が大切です。その時間があることがうれしいです。夏の暑さの中で、はあはあ言って勉強するのもいい思い出になります。だから、エアコンがつくのはうれしいのですが、今じゃなくていいです。後輩にそのチャンスを譲ります。というふうな言葉をいただきました。

皆様のおかげで、このようにしっかり育った生徒の言葉に負けないようにしなければならぬと思います。近い将来には、復興の地固めが終わります。その目標を早期に達成した後、子どもたちが待ち望んでいることに手がけようと考えています。どうかその時期まで待っていただけませんか。どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

私たちが子どものころは、ほとんどの家にエアコンはついていませんでした。時代が違うといいますか、また気候も今とは全然違っておりました。そのときにエアコンというのはぜいたく品で、そういうものがあれば、ぜいたくとみなされて、扇風機で過ごしておりました。

しかし、最近はどうでしょうか。夏になると、家の中でもエアコンをつけなくて熱中症で亡くなったという話が多々報道されております。それほど猛

暑に日本はなっています。また、今まで住まれておられました仮設の住宅、300少し世帯がありましたけれども、そちらの中にもエアコンが全部に設置されておりました。また、今回、先日、西原村が熊本で一番に建てられました買い取り型の復興住宅の中でも、全部にエアコンがついております。ということは、今の家を建てられる方たちは、もうエアコンがついているのが当たり前、標準装備という感じで考えていらっしゃるのではないのでしょうか。

そんな中で、学校に西原村はついていないということは、また先ほど言われました何でも子どもたちに与えることとは違うのではないのでしょうか。子どもたちは小学校から中学校へと義務教育でございます。学校に行かなければなりません。その義務教育の間の建物とか、その辺の管理、学校内では校長先生が一番の責任者となりますけれども、やはりエアコンの設置だとか、建物が崩壊しているだとか、その責任は我々西原村が負う責任であり、そちらのほうは我々がしなくてはならない義務だと考えております。

西原村の子どもたちが、ありがたいことに、復興が第一だというふうに言ってくれています。本当に優しい子どもたちの集まりだと思っております。そこに私たちが甘えていいのでしょうか。それとこれとは、また問題が別ではないのでしょうか。復旧・復興はもちろん今までどおり一生懸命しなくてはならないと、そう考えております。また、それと別に、子どもたちの将来を考えるべきことも我々がしなくてはならない。それが、校長先生がエアコンをつけるからということができない状況ですよ、今は。我々しかつけることができません。また、それをつけることができるのは、教育長並びに村長が首を縦に振るか、横に振るかにかかってくると思います。

子どもたちは西原村の宝であると言われておりますが、その子どもたちの健康管理を考えると、エアコンというのは必要ではないかと常々いつも思っております。我々が今ここにいるこの空間にもエアコンがついておりますし、役場も暑くなればエアコンがつかますし、それはなぜかといいますと、やはり仕事の能力というものが落ちるからであります。学校の先生たちも言われておりますし、能力が落ちれば、教える能力も落ちます。習う能力も落ちます。そうなれば、落ちて落ちてしまうんです。

それが、他の学校と高校受験は一系列になって入試をしなければならないと。そんな状態で、我々はその辺を少しでも勉強ができるように、環境的には100%子どもたちに勉強ができる空間を与えてあげる。それが私たちの義務だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ありがとうございます。

おっしゃるとおりの部分もあるかと思えます。前向きに検討していきますけれども、何度も申し上げますが、私たちは住民に対して、住民の生活を優先し、住家の建設に向けた宅地の復旧・復興に全力を傾注しますということ

をお約束したわけですから。子どもたちもその言葉を聞いております。ですから、子どもたちの中にも頑張るという気持ちがあります。その言葉に甘えているわけではありませんけれども、子どもたちも一緒になってというふうには考えられないでしょうか。私たち大人も子どもも一緒になって、村の復旧・復興に尽力している姿を示す。大人のそんな姿で子どもたちもまたもっと育ってくれるのではないかという大きな期待を持ちながら進んでいきたいと思っております。どうかご協力をお願いいたします。

終わります。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今、教育長のほうから力強い言葉が発せられておりますけれども、いろんなことがあると思います。今は、学校の送迎も少し遠いからといって保護者の方々が送迎されておられます。それには理由があって、悪いことではないと思いますけれども、ただ、そのことによって、長い距離を歩いたり走ったりする子どもたちの持久力が落ちておるとも言われております。ただ、子どもたちに対して優しい思いやりだけで何事もするというのはいかなるものかなということ、私も思っております。

地震が発生いたしまして、今、被災者の方々は仮設住宅で現在も歯を食いしばって耐えておられます。職員もそれに応えようと頑張っております。村は震災からの復旧に向けて、今しかできないこと、今だからしなくてはならないことが山積しております。生活するために、生きるための対策や支援もしていかなくちゃならないというふうに思っております。

教育長のほうから、先ほど、中学生の大人のような言葉、中学生のしっかりした言葉とか考えを聞かされました。私もそれを聞いたときに万感胸に迫るものがございました。私も改めてそういう言葉を聞けば、復興に向けて邁進していかななくてはならないというふうに心に強く思っているところでもございます。そんな中学生の思いを私は大切にしたいと。つけるつけないは別として、そんな中学生の言葉を大切にしたいということで、もうしばらく設置を待っていただきたいというふうに思います。

ともあれ、かなりの財源、お金がかかります。そういったことも含めて、全体なことを含めて、まずは我々は復興に向けて、被災者の方々がもとの生活ができるよう、それがまず第一ではなかろうかなというふうに思います。

ただ、子どもたちに冷たいことを言っているつもりはございません。子どもたちの学習環境を考えると、今は無理ですが、もうしばらく待っていただきますと、いずれ設置も検討させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）やはりお金のほうが1億2,000万円ほどかかると言われましたけれども、考えようによっては、例えば受験を控えた中学校3年

生の教室につける。それから、ほかの学校、ほかのクラスにつけていくという順序を考えていけば、大きなお金は必要ございません。数百万円、350万円と言われましたので、教室が2つ、3つあるかないかでございます。

その辺のところも臨機応変にやっていただければ、やはり子どもたちは私たちの宝であると同時に家族の宝でもございますので、また体のほうも元気で学校に暮らしてほしい。そういうふうな思いもございしますが、受験でやっぱりいいところにも行ってほしいというのは、家族みんなが思っておりますし、本人はそれ以上に頑張っていただけだと思います。

周りの高校受験をする子どもたちの教室にはエアコンがついているということで、西原村がそれよりも落ちているといいますか、環境がよくない。その辺をもうちょっと考えていただければ、3年生ぐらいからでもつけていただければいいのではないのでしょうか、その辺のほうも考えていただきたいと思いますが。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

本当にありがとうございます。子どものことをこれほど一生懸命考えていただいていることに感謝申し上げます。

ただ、先ほども何度も申し上げました。早急に取りつけるということは、今のところ難しい状況でございます。鋭意努力します。言葉で言うと簡単ですけれども、努力しますし、これまで以上ということはできませんけれども、今後とも子どもたちへの支援を惜しまないつもりです。教育委員会として、子どもたちの健康状況と同時に、学力充実についてもさらに力を尽くしていくつもりでございます。ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時36分）

（午前10時36分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（日置和彦君）坂本議員が申されることは十二分にわかります。私たちも一日も早くそうしたいという気持ちは持っております。ただ、先ほども言いましたように給食室の調理室のドライ化、これは子どもたちが食べるものでございます。これは、まず最優先ということで、私たちはこの震災前は、それをするという計画を立ててやってきました。先ほど申されましたトイレもそうでした。

ただ、今、被災者の方々のために何をすべきか、それが第一。子どもも被災者でありますので、全ての村民の被災者のために何を今しなくちゃなら

ないかということのを第一に今進めております。だから、いましばらく待っていただきたいというのはそれです。宅地の再生事業、平成31年度で終わる予定で今進めております。そうなったときには、多分議員が申されますようなことはできるというふうに思います。

これは、学校だけではなくして、いろんな事業、今、全部ストップしております。役場堤下線、万徳新所線の道路改良を半分したままで終わっております。工業団地の調整池も全く同じです。全てが今ストップしております。そういったことで、何でストップするかということは、もう重々わかっておられるとおり、まずは被災者の方々が一日も早くもとの生活ができるための施策をやっていくためには、財源的に厳しいということでありますので、そこら辺のご理解はいただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）3回使いましたけれども、まとめますか。

○3番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（宮田勝則君）じゃ、まとめてください。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、まとめさせていただきます。

もちろん復旧・復興は第一に考えております。重々承知しております。また、震災から2年がもう過ぎました、2年2カ月ですね。震災、震災と震災だけに甘えている時期も過ぎてきたんじゃないでしょうか。やはりこれから、震災は震災で復旧・復興をしながらも、新しいことにチャレンジしていくことも今から西原村を発展させるため、また多くの住民の方を取り戻し、住んでもらえるためにも、いろんなことを考えていかなければならないと思っております。

その中でも、学校の生活環境、こちらのほうに引っ越してこられる方たちも、いろんなことを考えながら引っ越されてこられます。きょうの朝も、ちょっとインターネットでいろいろ調べてみたんですけども、日本中の学校のページというのが調べられます。いろんな学校の内容が出てきております。例えば、登校をされていない子どもたちがどれぐらいいるのかとか、人口に対しての病院が何軒あるのかと、いろんな分析が出ておまして、そういうものを見ながら、やっぱり暮らしよい、子どもたちにも住みよいところを探されて来られますので、復旧・復興のほうは重々承知しております。せめて中学3年生からでもエアコンをつけてもらうことを切に願ひまして、一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）受領番号2番、6番議員、上野正博君、件数2件、発言を許します。

（6番議員 上野正博君 登壇 質問）

○6番議員（上野正博君）おはようございます。6番議員、上野です。

先般通告しておきました件についてお伺います。

村の人口増加対策について、村主体で婚活に取り組み、男女の出会いの場

を継続的に企画できないかをお尋ねいたします。

今、我が国の最重要課題は少子高齢化であります。少子化による人口減少は深刻で、国勢調査によりますと、2045年を想定した場合、日本の人口は現在の約1億2,700万人から1億640万人に減少し、熊本県では178万人から144万人に減少が想定されます。出生数も平成29年度は100万人を切り、最少の94万6,060人となり、前年比で3万948人少なく、人口減少加速が続いています。少子化担当大臣もおられますが、やはり地方自治体で人口減少の歯どめに取り組みなければならないと思います。

少し余談になりますが、今年の自衛官採用計画人数は8,624人に対して、入隊人数は6,852人でした。ここにも少子化の影響があり、国防が大変不安であります。

そこで、村主体で婚活イベントを企画してもらいたい。今までに何人もの議員が一般質問されたと思います。成果が全然上がっておりません。1年目が不調だったからといって終わりではなく、継続することで成果が上がるのではないのでしょうか。今、村内には、かなりの独身の方がおられます。結婚はしたくても、異性とのきっかけがなかなかつかめない方も多いと思います。出会いの場をつくってほしいものですが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）上野議員の村の人口増加対策についてということで、1番目の村主体で結婚活動に取り組み男女の出会いの場を企画することはできないかということをお初め、3つの質問をいただいております。

お答えする前に、本村の現状について述べさせていただきます。

本村は、昭和35年9月に旧山西村と旧河原村が合併し、西原村が誕生しております。同年の10月1日現在の住民基本台帳人口は6,808人でありました。その後、昭和30年代から高度経済成長期における都市部への人口流出により、人口減少期を迎え、昭和58年4月の住民基本台帳人口は5,026人となりました。

その後、昭和60年代のバブル景気や、昭和62年度の県道36号線、通称第二空港線の全線開通によりまして、熊本市までが約30分となり、熊本都市圏域のベッドタウンとして、移住による転入者の増加期を迎えました。平成21年には、昭和35年合併時の人口を超え、4月現在で6,838人となりました。以降、本村は、恵まれた交通アクセスと豊かな自然環境に恵まれた住環境を求めて、人口は微増ながらも増加してまいりました。

しかし、ご存じのとおり、平成28年4月の熊本地震被災以降、減少傾向となっております。平成28年から平成30年度末現在の住民基本台帳登録人口推移では、平成28年3月末で7,040人から平成29年3月末6,752人となり、288人の減となっております。平成30年3月末で6,722人となり、前年度、平成

29年3月末より30人の減となっております。熊本地震被災直後のような大幅な人口減はありませんが、現在、減少傾向にある状況でございます。

質問要旨の3点につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長、須藤君。

○企画商工課長（須藤 博君）議員ご質問要旨の村全体での結婚活動に取り組み男女の出会いの場を企画できないかということについて、まずお答えさせていただきます。

自治体の人口の増加には、2つの要因がございます。1つ目は、他の自治体からの移住者をふやす社会増と、1組の夫婦の子どもをふやす自然増でございます。

ご質問の趣旨は、人口増加対策として、本村の独身男性や女性の出会いの場をつくり、婚姻される方をふやすことで、ひいては出生数の増加による本村の人口の増加になることと理解いたします。

本村では、平成9年度から平成15年度におきまして、県の補助事業でございます農業・農村体験交流事業の一環で始められました村内の農業後継者を中心に結成した西原翼の会の活動がございました。村外の女性の参加によりまして、農業体験を中心とした交流会が開催されております。当時は、イチゴ狩りやカンショ掘り、1泊2日のバスツアー等が実施されております。しかし、平成9年から平成15年の7年間において、結婚に至ったのは1組であったという結果でございます。

その後の活動といたしまして、平成22年度に阿蘇郡市の女性農業委員会の活動の一環として、婚活のお手伝い、出会いの場を提供いたします婚活パーティーが開催されております。しかし、参加者の都合がつかず、参加者がいないということで、開催はされていないということで聞いております。平成23年度からは、婚姻までの結果が得にくい婚活パーティーから、阿蘇郡内の各市町村から農業者の独身の男女の写真、情報を提供していただきまして、男女を会わせる、いわばお見合いという方式に変更されている状況でございます。

ご指摘のとおり、最近では本村での主催はございませんが、他の団体、熊本地震被災後の農業ボランティア活動がご縁で出会いの場となり、結婚された事例もございます。

本村の人口の自然増加を図るためには、婚姻率や婚姻数を向上させる必要があります。そのためには出会いの場づくりも必要であると考えます。近年は、生活様式の変化や個人の価値観の多様化によりまして、晩婚化・未婚化になっております。これまでは、結婚に関しては個人の問題とされておりましたが、過疎化や人口減少の進行が著しい自治体では、これを重要な課題として捉え、さまざまな婚活支援の施策事業が実施されてきております。

本村といたしまして、出会いの場、婚活イベントの参加募集をしても参加

者が集まらない、参加者同士の積極的な意見交流ができるための企画内容づくり、婚活イベント時だけの交流で終わる等の課題点等も幾つか挙げられております。

本村の人口の増加のためには、議員のご質問の婚活の支援としての出会いの場づくりも必要であると考えております。やり方といたしまして、村で主催してやるのか、他の団体との連携で開催するのか、ほかの村のイベント時にあわせて、タイアップして婚活支援の出会い場を含めてやるのかなど、今後検討していきたいと考えます。

以上で終わります。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）今までかなり計画もありましたが、参加者が少なかったということでございます。例に挙げれば、南阿蘇村では婚活イベントが山コンという名前で大変好調であります。3年目の昨年は、参加者の中で5割の19ペアが成立しております。山コンというのは、参加者がともに山登りをしながら会話が弾み、気持ちが打ち解けていくようで、同じ趣味の人たちの集まりであるのがなおさらのようです。

昼食会場の広場に着くころには、自然とペアができているようで、また南阿蘇村の自然のすばらしさが後押しをして、ことしは男女40名の定員を大幅に上回る471名の応募があったそうです。結婚までたどり着いたカップルには、村への移住・定住につなげたいようで、南阿蘇村企画観光課が企画し、婚活コーディネーターに依頼して進めているようであります。

本村もまねをしろということではないですが、村独自の婚活活動をやってみられてはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

議員のほうから大変貴重な情報をいただきまして、ありがとうございます。

南阿蘇村に関しましては、先般、次世代定住課ということで、移住・定住の新たな課を設けられて積極的な推進をされていることは、私どもも情報としていただいているところでございます。

本村におきましては、婚活イベントと申しますか、婚活するいろんな出会いの場ということをここ近年やっておりますが、いろんな中身を工夫しながら検討してやっていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）よございますか。続けてください。

○6番議員（上野正博君）何とか村が主体でこういう出会いの場を設けていただきたいと思えます。

次にいきます。

2番目の定住を条件に結婚祝い金を支給できないか。

少子化対策としては、出生率の向上を図ることが大事であり、話題になりましたが、国会では加藤議員が「新婚夫婦に3人以上の出産を」と発言されました。この件について、野田大臣は大変批判されておりましたが、私は賛同しております。

ちなみに、阿蘇郡内の3町村では、南阿蘇村では結婚祝い金として5万円、出産祝い金として第1子で5万円、第2子で5万円、第3子以降は10万円と、高森町では結婚祝い金ではなく新生活補助金として34歳までが30万円、また出産祝いは第1子5万円、第2子10万円、第3子20万円と支給されております。小国町では、結婚祝い金はありませんが、出産祝い金で第3子以降は30万円となっています。

本村も人口減少がこれから続くと思いますが、このようなことを検討されてはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

現在、全国の自治体におきまして、移住・定住人口をふやすための当該自治体の定住を条件にいたしました結婚祝い金や子育て支援、住居支援等の各種の補助金制度を創設している自治体がございます。

議員ご質問の結婚祝い金について、県下の自治体の状況についてご説明させていただきますが、本年の1月現在で9市町村でございます。内訳は2市5町2村でございます。

ご質問の村内定住を条件に結婚祝い金を支給する施策の制度化についてでございますが、結婚祝い金支給の制度化に当たりまして、本村の移住・定住施策として、より効果的なものにする必要があると理解いたします。国全体が人口減少していく中で、他の自治体から本村を選んでいただき、移住・定住される方にとって、有益な支援施策づくりを検討していく必要があると考えます。当然ながら、制度化して継続的に実施していくのであれば、財政的な見通しも考慮していく必要があると理解しております。村として、議員ご質問の結婚祝い金の制度化も含めて、村内定住を条件として移住・定住される方の他の支援施策も含めて検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

○6番議員（上野正博君）はい。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○6番議員（上野正博君）村もこれまで少子化、子育て対策はやってこられました。保育園の待機児童の解消や授業料の無料化、また国のほうからも出産費用の負担などがあります。

本村も震災前は人口増加の村として、毎月20人から30人近い人たちの人口増加がございました。地震がなければ、人口減少がなければ、このよう

な小細工はしなくてもいいわけです。しかし、熊本地震後、300名近い、先ほども言われた288名が減少し、高齢化が進んでいく上で、厳しい状況になると思われませんが、行政によっては、執行部によっては、なお努力していただいて、人口増加、出生率の増加に努めていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（宮田勝則君）次に移りますか。
- 6番議員（上野正博君）はい。
- 議長（宮田勝則君）答弁は要りませんか。
- 6番議員（上野正博君）はい。
- 議長（宮田勝則君）じゃ、続けてください。
- 6番議員（上野正博君）次にいきます。

災害公営住宅等で集落を離れる人の空き地活用対策は考えておられるのかについてお尋ねします。

あの悲惨な熊本地震から2年2カ月となります。本村は、村長のリーダーシップのもと、災害公営住宅河原団地においては、県下で一番早く落成して、山西団地も7月にはでき上がり、国の補正予算も大幅に確保され、集落再生事業の大規模滑動崩落工事の発注が大切畑地区を皮切りに始まりました。順調な復興状況だと評価しております。

しかし、集落には帰らない方の空き地が虫食い状態が出てくるのが予想されます。今後、集落の景観を生かしながら、移住・定住者促進につながなければなりません。空き地の維持管理は所有者であります。村はどのような活用を考えておられるのか、お伺いします。

- 議長（宮田勝則君）村長。
- 村長（日置和彦君）3番目でございます。公営住宅入居などで集落を離れる人の空き地活用対策は考えているのかということでございますけれども、基本的に宅地は個人の持ち物でございますので、私からどうのこうの言う権利はございませんけれども、お答えさせていただきたいと思えます。

災害公営住宅が河原地区に6月10日完成をいたしまして、山西地区も7月末に完成予定でございます。ご案内のとおり、災害公営住宅は、自力で自宅再建が困難な被災された方を対象に、村が整備する賃貸住宅でございます。災害公営住宅入居後は、当該公営住宅での生活となります。入居された被災者の方が居住されておられた自宅跡地は空き地になるわけでございます。基本的には、先ほど言いましたように、自宅跡地の空き地の活用については、所有者の方々の資産でありますので、本村としては、当然ながら個人の方の活用のご意思を尊重すべきというふうに考えております。

ご質問の災害公営住宅の入居などで集落を離れる人の空き地活用対策についてでございますが、災害公営住宅に入居され、今後において自宅再建されない方の空き地活用の管理についても、個人対応が困難な方も出てくるとい

うふうに考えます。

現段階では、詳細な施策等の制度設計まではできておりませんが、構想としては、そういった宅地があって、そこに何も利用しないという方がおられた場合に、空き地バンク事業等を想定した施策を今後検討していきたいというふうに考えております。

空き地バンクとは、空き地の有効活用の支援策として、空き地の売却を希望する方に物件情報を村に登録していただき、村内在住の方や西原村外の方でこれから西原村に移住を検討される方へ、村のホームページ等を通じて物件情報を提供し紹介する制度です。村内の空き地を有効活用することで、村内在住の方や村外の方の西原村への定住を促進し、人口増加のための誘導、推進を図り、定住促進による集落等の活性化及び集落コミュニティの維持につながることも目的とするならばというふうに考えております。

これは、今後、制度内容を検討して進めるならばというふうに思っております。村は、ただ情報を流して、個人同士でそれを話していただく。村が仲介にということではなくして、情報をやって、村に相談があれば、紹介するという形になると思いますけれども、そういった形でさせていただくならばなど。

そのことによって、今まで持っておられた宅地関係、いろいろ管理が要りますので、管理が省けるということで、持っておれば持っておるほど、宅地跡でございますので、固定資産税も今までよりも若干高くなるということもございますので、そういったことの解消にもつながりはしないかなど。全て宅地の持っている方々の考え次第でやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）今、村長のほうから、空き地バンクの事業を構想しているというような話でございました。移住・定住者に対しまして、空き地の紹介だけではなく、要望ですけれども、移住・定住者が来られるときに、そこに家を建てられると、そのとき補助金や助成金は少しでも補助できないかというようなことも考えていただきたい。

また、河川の大型砂防堰堤も発注されており、水位計、河川用水位監視カメラも設置されました。災害に強い村づくりができつつあります。あとは村の安全性をPRすることだけだと思いますが、なお一層の移住・定住者をふやすために、もう少し家を建てるための補助、助成金というのは、村長、どうですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）少子化対策あるいは定住対策の取り組みという考えの中でのお尋ねであると思います。

いろいろ人口が減少しておりました。約330人ほど震災前より減少してお

る。300人を取り戻そう、7,000人を取り戻そうという施策を今後はやってい
かなくちゃならないというふうに思っております。大体災害の復旧のめどは
予算化されましたので、あとは時間をかけて復旧をいたしますけれども、ま
だまだ財政のほうは厳しいところがありますけれども、めどはつきつつござ
います。だから、今後どうやって村の人口をもとの人口に戻すのか、7,000
人を取り戻すのか、そういったことを進めていきたいというふうに思います。

特に、私が考えるのは若年層の方々を呼び込むということで、あるいは新
婚の方とか子育て中、あるいは子どもさんが中学生以下の方とか、そういっ
た方を対象に、それだけではございませんけれども、個人住宅取得資金利子
補給制度、こういったところもやっていくならばなど。

例えば、益城町、甲佐町では、一戸建ての住宅を建設すれば、住宅補助金
ということで100万円出されております。一括で100万円にするのか、ロー
ンを組まれた場合の利子補給として毎年10万円、10年間、合計100万円、そ
ういった形であるのか、これは決定でございませぬので、こういった考えもあ
るということは聞いておいていただきたいと思っております。それをするという
ことではございませんけれども、それは議会もご理解いただくしかありません
ので、そういったことをやっていくならばなどというふうに考えております。

当然、その空き地に来られた方々も、情報を提供しますので、空き地を買
っていただくならば、2年以内で家を建てなくちゃならない、建てていただ
きたいと。そういうところには、そういう形で利子補給でもしていくならば
などというふうに思います。

これは、それなら財源はどうするのかと言われるかもしれませんが、
大体夫婦と子ども二人の家庭が来られたと仮定いたしますならば、いろいろ
所得によっても違いますけれども、所得は平均として捉えるならば、住民税
が年額で9万600円ほどございます。そして、宅地あるいは建物の固定資産
税が入ってまいります。それと合わせますと約20万円の税収がございませ
ぬ。ただ、家を建てたならば、新築の減免がございませぬので、半額でござ
いませぬので、3年間は15万円ほどでありますけれども、3年後は、4人家族
が来たならば、約20万円ほどの税収があるということになります。10年間
はそれで賄えるというふうに思っておりますので、そういった形でやっていく
ならばなどというふうに思っておりますというか、するならばというふうに思
っておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思っております。

そして、またそういったことになった場合は、議員さんのご理解をまた
いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○6番議員（上野正博君）震災後、人口減少ということで、また以前のような
人口増加にするためには、やはり先ほど言いました災害に強い村づくりをし
て移住・定住者をふやすということで、先ほどの質問の中にも結婚祝い金、

出産祝い金という制度をつくったらどうかと言いましたが、創造的復興ができ上がれば、また以前のような西原村の人口増加になるかと思えます。それまでの間、そういう制度、ちょっとした小細工をせんといかんというようなことで、小細工をしていただいて、また人口増加が復活したら、その制度を廃止してもいいのではないかというふうに、私個人として考えております。

以上でございます。

次にいきます。

村の農業政策について、農家の高齢化によって農地の空きが出てくると思われますが、耕作放棄地対策や農業後継者不足をどのように解消されるのか、お伺いします。

この件も、少子化同様、大変な問題であります。村の農業者の中心が70代、80代であり、この方々が引退されたらどうなるのかと心配です。日本の食料自給率は、平成28年度、38%です。後継者不足により、ますます落ちていくと思われます。村の新規農業者の受け入れや後継者育成に力を入れておられると思うが、担い手対策としてどんなことをされておられるのか、また現在耕作放棄地はどのくらいあるのか、お伺います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）村の今後の農業施策ということでございます。農業が基幹産業である西原村のことを思っのこの質問かと思えます。

国は、我が国の食料・農業・農村を取り巻く状況について、国際的に食料事情が不安定化する中で、高齢化や人口減少に伴いまして、農業就業者の高齢化と減少が中山間地で特に顕著となっております。これに起因して農業基盤の脆弱化が進んでいることから、国内農業生産の基礎である農地の確保が喫緊の課題であるとしております。

あわせて、農地面積減少の大半を占める耕作放棄と農業用途以外への転用面積は、平成15年度以降、毎年2万ha程度で推移していましたが、平成25年度からさらに増加に転じており、今後、優良農地の確保と有効利用を進めるために、農地転用制度の適切な運用と荒廃農地の発生の抑制、再生利用を着実に推進する必要があるというふうに思っております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

○議長（宮田勝則君）産業課長、南利孝文君。

○産業課長（南利孝文君）村長が申しましたように、就農人口の減少と遊休農地の増加が全国的な課題となる中で、国では平成25年、農地法改正により遊休農地対策が強化されたところでございます。毎年1回、村内農地全筆の利用状況を調査し、遊休農地と判断したもののうち再生可能と判断されるものは、農地中間管理機構や担い手への貸し付けを誘導する。また、再生困難と判断される農地は、速やかに非農地判断を行うこととなっております。

さらに、平成29年9月、農業委員会等に関する法律が改正されまして、農

業委員会の業務の重点が農地利用の最適化であることが明記されたところであり、これに伴いまして、昨年、西原村農業委員会でも10月に農業委員の改選に伴いまして新制度へと移行したところでございます。

このような法改正に伴い、西原村農業委員会でも、毎年、村内全域の農地利用調査及び農家の意向調査と非農地判断、それから再生や転用指導、農地中間管理機構への貸し付けの誘導を行ってきたところでございます。

しかし、農業委員会の新制度に伴いまして、本年度から新たに農業委員、農地利用最適化推進委員により、農地の再生や非農地化及び転用指導の徹底を行うということで、遊休農地解消と未然防止を図っていくということで、今、準備を進めておるところでございます。また、あわせて非農地化や転用が不可能な農地については、補助事業等の活用による解消を図り、規模拡大志向農家や新規就農者へのあっせんを推進することとして、8月からの農地利用調査の準備を今進めておるところであります。

また、一方、後継者不足の問題についてでございますが、新規就農希望者を中心に、農業次世代人材投資資金事業を活用いたしまして、これまで定着を図ってきたところでございます。これまで20組23名が交付を受け、親元就農を中心に定着しつつあります。しかし、親元就農以外の新規就農者については、農地情報の不足等により優良農地のあっせんが困難な状況にあり、定着の大きな阻害要因となっております。

現在、本村の農地については、優良農地が村外の農業者に貸し出され、村内の規模拡大志向農家や新規就農者に集積できない圃場が見受けられる状況にあります。これは、農家間での貸し借りが先行し、農業委員会に情報が届いてこないということが、原因の一つに挙げられます。昨年10月から任命されています農地利用最適化推進委員の地域での活動の場の拡大を図ることで、その認知度の向上と存在意義の確立を図り、委員を通して農地の情報をいち早く掌握し、新規就農者を含む村内農業者への優良農地の集約に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、定着のための要素の一つといたしまして、農業技術の習得というのが挙げられるというふうに考えております。その対策といたしまして、現在、JA阿蘇を中心として農業師匠制度が進められております。これは就農希望者や研修生などを育成する指導農家を農業師匠として認定するもので、阿蘇郡市内では24名、西原村でも2名の方が登録をいただいております。新規就農者への営農指導はもとより、住家や農地のあっせん、地域とのかかわりの指導までされることがあり、定着に大きく寄与いただいております。本村では、現在、耕種農家、畜産農家それぞれ1名ずつでございますので、この農業師匠の掘り起こしにより、新規就農者の農業技術習得のための受け皿の拡大を図りたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、初期投資などの経済的負担軽減も大きな要素であるというふうに考えております。これにつきましては、従来から行っておりますとおり、農業次世代人材投資事業は、当然のことながら、補助事業や資金融資の適切な提供を引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）今、村の特産であるサツマイモがブランド化されまして、シルクスweetですね、人気も収益もともに上がっております。また、畜産のほうであか牛が人気を博しております。この村のサツマイモ、そしてあか牛を中心として、せっかくここまで今盛り上がりまして収益も上げているということで、後継者不足によって今後どうなるかということが一番心配しております。

安定した生産を維持していくには、農業法人化して共同経営などの選択があるかと思われませんが、産業課として共同でやったらどうですかという指導的なことはないですか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）共同経営ということでございますが、一般的に国のほうで今推進されております集落営農ですとかについては、おおむね米・麦・大豆を中心に国の支援がございまして。ただ、先進的な集落営農の研修に行きましても、国の補助がないとやはり成り立たないというような状況が現実に見られているところでございます。

西原村につきましては、米・麦・大豆というのは、ほとんど生産がございませんし、米の水田をお持ちの農家さんは、平均しますと西原村では4反ということで、半分減反となりますと2反しか植えることができない。このような状況ですので、ほとんどが飯米農家というような状況でございまして。ですので、受託農家さんが発達しているというような構図が今考えられるんじゃないかなと。

ただ、受託農家さんの高齢化に伴いまして、やはりオペレーター組合ですとか、こういったものは将来的には考えていかんといかんのじゃないかなと。現在、受託農家さんは、おおむね後継者の方がいらっしゃるというふうに感じておりますので、やはり集落営農等を推進していきますと、その農家さん方の経営を阻害するということにもなりかねませんので、当面は受託農家さんを中心とした水田経営というのを考えていきたいと。将来的には、オペレーター組合なりが必要になってくるんじゃないかなとというようなことは考えておるところでございまして。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）本村の農業を守るために、何とか執行部の方々もご

指導、お力をいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時20分）

（午前11時25分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、7番議員、山下一義君、件数2件、発言を許します。

（7番議員 山下一義君 登壇 質問）

○7番議員（山下一義君）おはようございます。7番議員、山下です。

先に2件の質問事項について、一般質問をさせていただきます。

本日は、鳥子あるいは小森の方々が大切畑ダムについて大変心配されております。その中で、きょうは傍聴の方々も多く見られております。やはりそれだけこの大切畑ダムの水につきましては心配をされておられます。そういう点からも私のこの一般質問をさせていただいたわけでありますので、村長、よろしく願います。

最初の質問は、小森地区（上井手・下井手）の送水予定はいつごろになるかであります。

地震から、ことしで3年目を迎え、農地災害復旧も行政、役場職員の皆さんの懸命な努力によりまして、完成に近い状態に復旧が進んでいると思います。

この下小森地区の上井手・下井手の送水がこれまでできなかったために、田植えはもちろん、この水路は防火用水あるいは生活排水を兼ねた重要な水路でもあります。また、夏場になりますと蚊が多く発生するなど、衛生面においても非常に悪影響になっております。このようなことから一日も早い送水を住民の方々も待ち望んでおられております。そういう観点から、この質問をさせていただきました。よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）大切畑ダムについてということで、2点ご質問内容がございますけれども、答えさせていただきたいと思います。

まずは、大切畑ダムについて、県からの説明を受け、お話をさせていただきます。

6月5日に、大切畑ダム復興事務所から打ち合わせに来庁されました。また6月7日、阿蘇地域主要事業説明会が阿蘇地域振興局で実施され、県議、郡市首長、担当職員に対し、大切畑ダムについても説明がございました。

内容は5日、7日とも同じでありまして、一部紹介したいと思います。

この事務所は、ダムの上の村有地で、所長、課長以下全14名で、専任の事

務所として現地には10月ごろ開設がなされます。平成30年度に事務所設置と用地買収、取水トンネル工事を含む附帯工事、平成31年度から本体工事と仮排水トンネル工事と、下半期ごろより堤体工事に着工し、工事完成予定は平成35年度までとなっております。

しかしながら、新堤体もかなり南のほうに移動しますので、施工中変更せざるを得ないことや、業者不足も考えられますので、確実な工期は約束できないということでもあります。

当初、全ての水田で田植えができるのは厳しいという話でありましたので、県に強く要望し、ボーリング井戸を掘っていただき、水も出ると報告を受けております。ご存じのとおり、田んぼは持っているが米をつくれぬ、タンナカ持っておるけれども米を買わなくちゃならないという時代であります。農業経営の維持を第一に考え、荒廃地にならないよう、せめて自家用米ぐらいは自分でつくれるよう努力をしてまいりたいというふうに思います。

ところで1点目であります。

小森地区（上井手・下井出）の送水はいつごろかということでございまして、小森地区の水田を心配されての質問かと思えます。震災から2年2カ月が過ぎておりますが、今現在、上井手・下井手復旧工事の現状をご報告いたします。

現在、農地等災害復旧において、県の受託工事及び村の工事で上井手・下井手等の復旧を行っており、発注しています工事につきましては、8月ごろまでには完了する予定であります。

また、被災が大きかった風当集落の上井手については、集落再生事業と一緒に水路の復旧を行うことを考えておりましたが、集落再生事業の進捗と合わないおそれがあり、仮排水路を施工し、できるだけ早く送水を行うことができたというふうに思っております。

また、下井手につきましても、風当集落内の水路が被災し、こちらも集落再生事業と一緒に水路の復旧を考えておりましたが、現在の状況では復旧にかなりの日数がかかるため、水路そのものの経路を変える方向で検討をしているところであります。

また、分水工の落とし口より下流100mの国土交通省の施工区間については、最終的な水路の復旧時期については、まだ未定とのことですので、被災部分の補修等をした上で通水できるよう土地改良区と調整を行っているところであります。

今まで申しました現状の中で送水予定を明確にすることは、かなり厳しい状況であります。県並びに土地改良区と調整しながら、来年度には送水できるよう精いっぱい頑張っているところでございます。どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○7番議員（山下一義君）この上井手・下井手の水が8月に完成ということになりますと、やはりもうことしの田植えは残念ながらできない。来年からは水田の水張り等ができるという内容かと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次の2番目の質問事項に移らせていただきます。

次の質問は、現在、鳥子川に流れております水量で震災前と同様の水田耕作が可能であるか。また、水量不足に対しての対策はどのように考えておられるかであります。

震災前は、大切畑ダムの送水によつての受益面積は、鳥子川水田27.7ha、大切畑・小森地区57.5haであります。それと、畑地かんがい用水としても深迫ダム、小森地区を畑地かんがい用水の100ha等の送水が可能でありました。しかし、現在の水量では、私が思うには絶対に不可能と思えます。

それでは、鳥子地区は、過去においても干ばつで水不足の年は小森土地改良へ水をもらいにいき、水田への水のかけ回しなど夜中まで行ったこともあります。大切畑ダムが完成までに約5年かかると今お話がありましたように、それまでにどのような対策を考えておられるのか、お聞きたいと思えます。

今、震災から2年2カ月となりまして、この震災で私たちも大変苦勞したわけでありましてけれども、水不足も深刻な西原村の小森地区、鳥子地区の問題であります。そのような中、これから先5年間、どのような水の供給対策をするのか、住民の皆さんも非常に心配されております。ある程度そういうところも今後考えておかななくてはならない時期となっておりますので、お答えをお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）建設課長、吉田君。

○建設課長（吉田光範君）山下議員からのご質問で、現状の水量で震災前と同様の耕作が可能かということでお尋ねですが、まずもつて、旧大切畑ダムにつきましては貯水量が85万トンでした。今回計画しているのが60万トンでございます。これは、今、大切畑ダムの受益面積から拾ったトン数でございます。先ほど村長も申されましたように、今年度より取水トンネルの工事を着手とダム本体は平成31年10月から平成35年までということで計画をされております。

今、被災につきまして、大切畑ダムの被災が鍋田水路、出ノ口からとつている水路も被災しております。今、現状としましては塩井・袴野の水源、塩井水源並びに妙見社、その辺からの水量しか来ておりません。その辺を踏まえまして、鍋田水路につきましても今年度補修をする予定でございます。

震災前と同様の耕作が可能かということですが、来年度からは、施工計画、工事そのものが大き過ぎまして、結局どこに貯水をするのか、その辺を県のほうが検討しまして、土地改良並びに地元との調整をするということで、暫

定水利用計画を策定する予定でございます。

何分にも、限られた水を有効利用するか、鳥子のほうにも流すということ
を県のほうも考えておりますので、今の現段階でちょっと明確な答えは出ま
せんが、今後、水利用計画の検討を重ねて、震災前と同様の耕作が早くでき
るように、県並びに関係機関と調整をしながら、水の確保に努めてまいりた
いと思っております。

以上です。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

○7番議員（山下一義君） はい。

○議長（宮田勝則君） 続けてください。

○7番議員（山下一義君） 今、一つのボーリングがなされております。過去に
私たち鳥子地区も下鳥子のほうにボーリングが設置されました。それはなぜ
かといいますと、やはり下鳥子のほうが水不足で、干ばつときはどうしても
水が必要ということで、ボーリングをしました。

しかし、この電気代が、やはり1日1万円ほどかかります。ですから、私
たちは二、三年でやめました。費用対効果ということで、どうしても電気代
に相当するほどの収益が上がりません。

ですから、今西原村で一つのボーリングがなされておりますけれども、こ
のボーリングを使って電気代を使った場合に、誰がその電気代を出すのか、
それを教えてほしい。

○議長（宮田勝則君） 建設課長。

○建設課長（吉田光範君） 今のボーリングの件ですが、村長も冒頭申されまし
たとおりに、強い村からの要望で、今、分水工の近くにボーリングを掘って
おります、県のほうが。一応まだ稼働はしておりません。今年度中にポンプ
を入れるということでお話を聞いております。

災害復旧ですので、どこまで費用を見ていいのかというお話がありまして、
この前の6月5日の村長との来庁されたときの話では、うちのほうは、ぜひ
とも田んぼができるまではボーリングの電気代は見ていただきたいというこ
とでお伝えはしております。災害復旧の面で費用を見られるならばというこ
とで、向こうも検討してみますということをお答えいただいております。

以上です。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 今回は、熊本地震ということで、このような状況になっ
ております。鳥子地区もまた同じ、小森地区もまた同じということで、全て
が今までのように満足するような水が来ないということは、もうご理解いた
だけておると思います。水がないわけですから、水がもともとないもので、
それをしますので、ないということは、ダムに少しだけためて、それを分水
するというので、今までどおり分水して流すということになると思います。

きょうは、鳥子地区から議員の応援団がいっぱい来ておられますけれども、できないことできない、できることはできると申し上げます。ボーリングの水も、県のほうには電気代も見てくれないかということは言うておりますけれども、果たしてそれが見てもらえるのか、見てもらえないのか、今はまだ結論は出ておりませんので、どうなるかは、ただ申し上げることができませんけれども、そういったことでございます。

やはり今、小森地区は、ここに五十数haございます。鳥子地区もございませぬけれども、そういった方々は、要するに地震から7年間は田んぼが植えられないところもあるということでもありますけれども、地震のおかげで、ダムをつくることのおかげで、ダムの上のほうの田んぼは永久的に植えられません。そういったことも考えていただきたいなというふうに思います。

今から先、用地交渉が始まりますけれども、袴野の下の地区の田んぼはもう一生涯植えられないということになりますので、そういったことも踏まえて、全体的に協力をしていただきたいというふうに思います。鳥子地区ではないから、あるいは小森地区ではないからではなくして、相対的に考えていただければありがたいというふうに思います。

我々もできる限りのことはしたいと思っておりますけれども、ただ、これは平成35年度まで工事がかかりますので、その間はできないということでもありますので、その間は多少水不足が発生するということは仕方がないというふうに捉えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○7番議員（山下一義君）できるだけ、この水不足を解消するために、ボーリングを今1個、あるいは2個と今後の対策としてお願いをしたいと思っております。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、災害公営住宅についてであります。

6月10日に県で最初に河原地区に15戸の災害公営住宅落成式を迎え、入居を希望されています方々は一日千秋の思いで入居できることを心待ちにされていることと思っております。

そこで質問ですけれども、入居希望されています世帯の人たちが全て入居できるのか。また、現在、木造仮設住宅が50戸ありますけれども、木造仮設住宅への入居を希望されているのは何世帯で、家賃の設定はどのようにするのかであります。お願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

災害公営住宅についてということで、入居希望者の全ての世帯が入居できるのかというところまでだったですか。

はい、わかりました。

もうご存じのとおり、災害公営住宅は山西地区に45戸、第2河原団地に12戸の57戸を建設しております。現在までの入居者の数は、山西団地に40世帯、第2河原団地に11世帯、どちらでもよい世帯が2世帯となっておりますので、仮に、その2世帯の方々が山西団地であればということであれば、山西が42世帯というふうになります。現在のところ、申請する災害公営住宅の入居を希望されている全世帯が入居可能な状況でございます。

それから、木造仮設住宅でありますけれども、全体で50戸ございます。もとの森林組合のところは30戸とこちらのほうに20戸ありますので、50戸建設をされておりますけれども、こちらの入居希望者が35世帯となっております。

今後、木造仮設住宅につきましては、熊本県からの譲渡を受け、村の単独住宅として管理・運営していくならばというふうを考えております。

その際の家賃の設定ですが、住宅の規模（広さ）によって異なりますが、現在の仮算定では、3Kの住宅で月額1万2,000円程度、2DKで9,000円程度、1Kで6,000円程度と考えておるところでございます。そのほか、毎月の共益費、駐車場代、生活に必要な光熱水費などについては、各自が別途負担していただく必要がございます。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○7番議員（山下一義君）それでは、最後の質問に移らせていただきます。

災害公営住宅家賃が河原地区と山西地区で少しの差はありますが、最低の政令月収0から10万4,000円に対し、家賃の2DKが1万8,000円から1万8,300円、3DK2万1,000円から2万1,800円。

今回入居希望されている大半の方々がひとり暮らしか二人暮らしの方と思います。国民年金で生活されている方にとっては、大変な出費と思われるます。今回の震災で、大事な我が家を失い、苦労された入居希望者の方々に對し、少しでも家賃減免の考えはないか。村長の考えをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）家賃減免等の考えはないかということでございます。

山西地区と河原地区の災害公営住宅は、公営住宅法に基づく国の建設費の補助を受けての建設になります。入居の対象者については、その趣旨から、災害により住居を滅失した方で、自力での住居の再建が厳しい被災者が対象となります。

今回の住宅は、この公営住宅法に基づく住宅となるため、家賃の設定は入居時や入居後に毎年申告していただく各世帯の収入や住宅の規模によって決まると定められているため、世帯ごとに異なります。

家賃の目安としては、先ほど議員が申されましたように、山西地区では、入居者の収入月額が10万4,000円以内の場合は、2LDKで月額1万8,300円程度、3LDKで2万1,000円程度。第2河原団地では、入居者の収入月額

10万4,000円以内の場合、2LDKで月額1万8,100円、3LDKで2万1,800円程度と考えているところでございます。そのほか、毎月の共益費、浄化槽とか、いろいろなものがございまして、それが1,800円程度、駐車場代が500円、そのほか生活に必要な光熱水費などの負担が必要でございまして。

この家賃の設定に当たっては、西原村の場合は、熊本市近郊に比べると低額とはなっております。なお、いただく家賃は今後の公営住宅の維持管理費や老朽化していく施設の補修費等に必要な財源となっております。

一方、高齢者で国民年金だけの収入の方は、毎月の家賃の支払いのほかにも共益費や生活に必要な光熱水費などの負担も必要であり、家計が厳しくなる状況になることも考えられます。

県においても、このような状況におられる被災者のことを気にかけておられ、入居される低所得者の方の家賃減免等につきましては県全体の課題として検討することとされており、県及び災害公営住宅を建設している他の自治体等の検討状況を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

多分議員が申されますように、国民年金の方々は月に6万円とか安い方でございます。1万8,000円の家賃を払って、そして共益費とか光熱水費とかあれば、月3万円ほどかかりはしないかというふうに思います。大変厳しいだろうと。ましてや、もとの宅地があれば、それに固定資産税もかかります。いろんな税金等も払わなくてははいけません。国保税もあります、介護保険料もあります。そして、お隣近所のつき合いもございまして、仁義もございまして。いろんなことを考えると、大変厳しいだろうということはおわかっております。

これは、木造の仮設住宅を選ばれるのか、災害公営住宅に入られるのか、そのときに家賃の話はしております。だから、木造の仮設住宅のほうに35世帯行かれた方々は、多分にもそのことを考えてあちらのほうに行かれているんではなかろうかなと。それがなければ、やっぱり新しくできた災害公営住宅に入居されるんじゃないかなというふうに思っております。そういったことも踏まえて、それぞれが判断されて入居されるんじゃないかなと思います。先ほど言いましたように、この木造の仮設住宅に入居される方も大変厳しいところもあるかと思っておりますので、そこら辺は。

ただ、西原村だけがそうしますよ、減免しますよということは、大変厳しいでございます。よその自治体から批判を受けますので、やはり県が主導して、この被災自治体全体がこれだけは下げますよ、家賃から20%、30%減免していきましょよということを県が示していただければ、それが一番いい方法じゃないかなというふうに思います。

本当に厳しいことは重々わかっておりますので、そういったことも踏まえて、我々もできるだけそのようになるように検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）続けてください。

○7番議員（山下一義君）今、村長もおっしゃられましたように、ひとり暮らし、二人暮らしの災害公営住宅に入られる国民年金で生活されている方は、大変厳しいものがあると思います。行政としまして、県のほうに働きかけて、十二分な家賃の減免をお願い申し上げまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前 11時54分）

（午後 0時58分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、8番議員、林田直行君、件数2件、発言を許します。

（8番議員 林田直行君 登壇 質問）

○8番議員（林田直行君）8番議員、林田でございます。

通告しておりました2件について、ご質問いたします。

まず初めに、神社仏閣の復旧についてでございます。

2年前の熊本地震では、本村も甚大なる被害を受けまして、建物の被害としまして1,376棟が全半壊して、住む家をなくされた方が応急仮設住宅、みなし仮設住宅合わせて468世帯、1,308名の方がおられたということはお存じだと思います。

まずは、村民の生活を優先しまして、住家の建設に向けた宅地の復旧・復興が図られております。地がけや集落再生に向けた宅地耐震化推進事業、小規模住宅地区等改良事業などの予算化整備、そして着工が進められている現状でございます。

また、先日は、ご承知のように災害公営住宅の第2河原団地が、県知事をお招きしまして盛大に落成式が行われたことは、着実に復興に向けて西原村は進んでいると実感した次第でございます。

人道的支援に一応めどが立った現在ではございますが、同じく被災しました神社仏閣については、まだなされておらず、被災直後として、現場に散乱しました重要な部材の回収や保管、盗難防止、また損傷を食いとめたり、倒壊を防ぐための応急処置をされております。しかし、まだ手つかずのところもあると思います。

村の村史を見ますと、村には鳥子神社を初めとしまして大小多くの神社、寺院、寺院跡があります。地震後は、全ての神社の石鳥居はほぼ倒壊しており、宮山の八王社においては、拝殿の倒壊、本殿も倒壊寸前の状況でありました。ほかの神社でも大きく損壊をしているようでございます。村として、その実態を調査し、把握、整理されているのか、お尋ねします。

○議長（宮田勝則君）村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君) それでは、神社仏閣の復旧についてということでございます。

さきの熊本地震では、林田議員もご心配されますように地域コミュニティーの拠点となる公民館や村の貴重な文化財も被災をいたしました。これらの中で、地区公民館や神社等の地域コミュニティー施設を再建する場合は、復興基金を活用した地域コミュニティー施設等再建支援事業による補助制度が活用できます。

しかしながら、この制度を利用する場合、上限額や補助の割合が決まっていますので、そのこと等を地域の皆さんに説明しながら、これまで再建のための支援を進めてまいりました。

なお、申請の受付及び事務手続は教育委員会となっておりますので、平成29年度に支援した2カ所及び今年度までの申請状況及び今後の対応等について教育委員会に説明をさせます。

○議長(宮田勝則君) 教育課長。

○教育課長(米口三喜男君) お答えします。

地域コミュニティー施設ということで、特に神社等の対応についてお答えをさせていただきます。

神社等の被害については、地震後、教育委員会のほうでも現場のほうに足を運んで調査したところであり、それから、その後、また地域から個別にご相談があった箇所も調査を行っているところであり、

委員会としては、49カ所のところを確認したところであり、重複する場所もあるかもしれませんが、地元からは21カ所が地震後の状況ということで報告があっているところであり、

以上です。

○議長(宮田勝則君) 林田君。

○8番議員(林田直行君) 今の内容がちょっとはつきりしませんが、49カ所をして、21を何と言うたんですか、ちょっとはつきりわからんけれども、確認をしているというか、お願いがあっているというような状況かとは思っております。

一応、教育委員会としまして、地震後、見て回ったというような解釈でいかなとは思っておりますが、今回なぜこういう質問をしたかといいますのも、今回、議会や村に対しまして、議会には2つの神社関係の地区から、それぞれの神社が村の指定文化財の指定を求める陳情書、要望書ということで上げられたからであります。これも震災から2年がたって、地区住民の方々も一応落ちつきを取り戻されまして、これから地域の神社復旧に向けて頑張る気持ちのあらわれだと思っております。

2つの神社とも、村の村史を先ほど言いましたように見ますと、建立が古

く、小森神社におきましては文化8年といたしまして約200年前ぐらいの建立であり、また宮山八王社は享保20年といたしまして今から約280年ぐらい前であると思います。

また、ほかの村の神社としましても、鳥子神社が一番創建が古くございまして、永長元年といたしますので、920年ぐらい前ということで、現在の社殿は安政2年で、160年前ぐらいのものであって、滝の四ノ宮神社におきましては、天文3年といたしまして480年ぐらい前の建立のようございまして。ほかにも白山姫神社など数多くの神社がありますが、いずれにしても歴史的建造物であり、価値のあるものでございまして。

日本イコモス国内委員会の事務局長であります矢野和之さんの談でもありますが、八王社のあたりは、江戸時代中期に建てたものでもありますが、彫刻などに見る建築、意匠が優秀であるというような感じで、幾つかの文面にも発表しておられるというか、記事を載せられているというような状況でございまして。

こういう価値のあるものでもありますし、また神社の祭りなど年中行事は、地域のコミュニティーの結びつきを強固なものとして、地域づくり活動にも大きく貢献していると思っております。例えば、私たち一応、神楽保存会でもございまして、11月23日の秋の大祭におきましても、鳥子神社や八王社には神楽を奉納いたしまして盛大にやっているところでございまして、そのとき、神社内にはテントを幾つも張られまして、両お宮とも炊き出しをされ、地区の住民を問わず、年寄り、若い者、老若男女といたしまして、男女等も問わずに交流を図られているというのが現状でございまして。

また、宮山神社におきましても、被災しまして、仮の拝殿といたしまして、応急処置で神楽を舞うところといたしまして、そういうところをつくりまして、現在やっているわけでございますが、この震災に負けないで、より一層のまたつながりをつくらうということで、盛り上がりを見せてやっていこうという地区住民のあらわれが強く感じられております。また、八王社だけになりますが、八王社においては、50年に一度の里帰りの祭りもあり、余り遠いので25年に近ごろはやっておりますが、各地区とも早目の復興を望まれております。

しかしながら、被災しました神社等の復旧には多額の費用が必要とされております。先ほどの調査と言いましたが、ただ何カ所かということの確認だとは思いますが、各神社とも専門家による具体的な調査、見積もりを行わないと実際の金額はわからないと思っておりますが、数百万円から数千万円の費用が見込まれるのではないかと考えています。そうなれば、被災している地元民として、負担金は多大であります。また、その地元民も被災されておりますので、大変負担金に対しては大きな影響があると思っております。

そういうことで、今回、2地区あたりから文化財指定について要望があっ

ておりますが、これも意図するところがありますが、村としてどのような支援をされるのか、お聞きいたします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）平成28年12月以降、区長会議や分館長会議において、毎回、公民館の復旧及び神社・石仏等の復旧に関する支援制度ということで、平成28年熊本地震復興基金交付金の地域コミュニティ施設等再建事業の説明を行ってきたところです。

この事業の内容としては、支援対象経費の2分の1、それから限度額が1件当たり1,000万円を限度した支援で説明等を行ってきたところであります。

結果として、現在では、村に神社や観音堂を初めとして21カ所の修復の相談がっております。平成29年度においては、小園地区の薬師堂、日向の馬頭観音堂の2カ所の修復について、支援対象経費の2分の1を補助してきたところです。

これからも、この基金を活用し、地域コミュニティ施設等の再建の支援を行っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）今、教育委員会のほうからは、地域復興基金のこれは地域コミュニティ施設等再建支援事業を利用したものであると思っております。そうした場合、神社復旧などには多額の金が先ほど言いましたように要ると思っておりますので、これは一応、先ほど言われましたように補助率が2分の1以内で上限が1,000万円までということになっておりますので、仮に4,000万円の工事とすれば、このコミュニティ施設等再建支援事業、復興基金からの基金が1,000万円というような感じで、残り3,000万円は地元負担ということになると思っております。

いろいろと調べて、この後の話も言いますが、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金というのがありまして、それを利用して、未指定文化財の歴史的建造物というところの該当するんじゃないか。そうなれば2分の1から3分の2が基金から来て、3分の1ぐらいが地元ということで思っておりますが、これには神社仏閣は該当しないということでございますので、結局は復興基金あたりの補助をしなければいけないということになっております。

しかしながら、陳情などにもありますように、村指定の文化財となりましたならば、村が指定文化財に対する2分の1の補助金といいますか、条例または要綱を定めていただきまして補助していただきますなら、残り2分の1が地元負担となり、その2分の1を熊本地震被災文化財等復旧復興基金を活用すれば、地元負担の2分の1を補助されますので、実質4分の1の地元負担になるかと思っております。

先ほどの4,000万円の例で言いますれば、4,000万円のうち2分の1、2,000万円を村の補助金を使ってやってもらい、残り2,000万円の2分の1を基金を利用する。そうなれば、1,000万円が地元負担額となり、先ほどのコミュニティーの場合の3,000万円から後に申しました1,000万円となれば、3分の1の負担となり、大きく負担の軽減につながると思っております。

また、これには村補助金の2,000万円のうちで80%は特別交付金として措置をされると聞いておりますので、村の経費は実質400万円ぐらいになると思います。これは実質金額ではありませんが、わかりやすいように言ったものでございますが、そういうことで、地元負担が少なくなると思っておりますので、指定のほどをお願いしたいと思っております。今も未指定でございますが、指定、未指定を問わず、その文化財を管理する地元住民もありません、その住民、神社で言えば氏子になりますが、世帯数にも差がありまして、小さな地区は一層多くの負担が求められることになると思います。

ともすれば、小さい地区は、復旧を断念し解体、または復旧をされずにそのままに放置されるとなれば、村の文化的財産の損失となりはしないか。地域における結びつきや地域づくりが不調になってくると考えられます。

村づくりの支援としまして、後ほど要望がありますが、条例の要綱などを制定されまして、村の文化財保護等基金や村の寄附金あたりでつくっております復興基金の活用ができればと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（宮田勝則君）林田議員、お願いが入っていましたが、お願いですか。

○8番議員（林田直行君）お願いではありません。答弁をお願いします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）先月から、小森の二ノ宮神社、それから宮山の八王社、それから鳥子の三ノ宮というような形で、3カ所については村指定の文化財というような形で要望書が地区から提出されています。歴史的建造物としての村の指定にふさわしいかどうかを今後検証しなければならないかという状況です。

村の文化財となれば、先ほど林田議員のほうから述べられましたように、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を活用した支援が可能になる状況ですので、今後、早急に協議をしまして、指定に向けた手続を進めたいと考えております。

村の文化財指定になりますと、全体事業のうちの村の単独補助金50%、文化財等復旧復興基金25%の支援があり、述べられましたように地元負担が25%となります。

なお、村の単独補助の80%に特別交付税により財政支援が行われ、文化財等復旧復興基金の限度額もないというふうになりますので、今後この基金が活用できるように検討を進めていきたいと思っております。

先ほど林田議員が言われましたように、4,000万円の事業に対して、村の支出を50%、2,000万円で、あと文化財等復興基金が1,000万円、その結果、地元としても残りの1,000万円となります。村には特別交付税として80%の1,600万円が交付税措置というような形になるところであります。有利な制度ですので、積極的に活用したいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） それぞれの集落に神社仏閣がございます。まず、今、課長のほうから話がありましたように、村の指定文化財にさせていただく申請書を出していただくこと。今出ているのが、八王社と小森二ノ宮、鳥子の三ノ宮神社、3つだけが出ております。あとは四ノ宮神社とか、あるいは新所の菅原神社あたりもございますが、そういったところも出していただくならば、文化財保護委員会に諮問をいたします。

そして、保護委員会だけでもなかなか厳しいときには、そういった専門の方々に入っていて、指定になるのか、文化的価値があるのかないのか、そういったところをまず審査して、それに文化的価値があるならば、村の指定文化財として登録していただく。そうすれば、先ほど言いましたように50%は村負担、残りの2分の1が4分の1、4分の1が文化財基金と地元の負担という形になりますので、例えば1,000万円だったら250万円ですよという形になりますので、そういったことになれば、かなりの財政支援ができるんじゃないかなと。村の負担分は、特別交付税で8割返ってきますので、村は20%という形になりますので、村のほうもそれで助かるなというふうに思っております。

やはり神社というものは、地域コミュニティーの場所でもあるし、それぞれの集落がそこに集まって年に一度は例大祭をやるというコミュニティーづくりの場所でもございますので、しっかりとした形でもとの形に修復ができたらなというふうに思っております。

ただ、これが境内全域がその対象になるのか、あるいは建物自体、社だけが対象になるのか。これもまだはっきりわかっておりませんが、そういったことで進めていくなればというふうに思っております。そうすることによって、地元の方々が、これには上限がございませんので、4分の1で済むということでございます。

それぞれの集落においても、我が家の家の建てかえが大変なときに出費になると思いますが、それぞれの集落が今までしっかりと守ってきた神社でありますので、できるだけ村のほうも支援ができるならば支援していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮田勝則君） 3回目、続けてください。

○8番議員（林田直行君）前向きな答弁ありがとうございます。

これも一応指定になったところは、そういう優遇が確実にできますが、先ほど言いましたように、できない地区も、もし専門の方あたりで調べられて、もし難しいとなれば、先ほど言いましたように負担は大きくかかりますので、村の基金あたりも利用されまして、存続といいますか、修復ができるような体制をとって、やられてもらいたいと思っております。

続きまして、2問目の質問に行きます。

2問目の質問は、消防体制についてでございます。

ご存じのように、消防団は、熊本地震の発生時より日ごろの活動を十分発揮されまして率先して多くの人命を救われたことは、ご承知のとおりと思います。また、震災後は、昼夜を問わず住民の生命と財産を守ってくれました。改めて、私ども村民は消防団の組織の大切さを感じたことと思います。

現在の消防団は、定数255名、団長の指揮のもとで8分団24班で構成されて、各分団ごとに地区割をされ、職務について活動をやっておられます。しかしながら、各団員の年齢も、最高年齢が61歳、最少年齢が19歳と幅広く、西原村の団員の平均年齢は36.83歳となっているようでございます。

また、消防団の地域別といいますか、分団を見まして、消防団の年齢データと行政区の高齢化率を照らし合わせて見ますと、山間部の班や集落の平均年齢が高くありまして、例で挙げますなら、第6分団の上あげでございますが、分団の平均年齢が46.88歳となり、村の団の平均年齢より10歳ぐらい高いようで、高齢化をしているというような状況でございます。そうしたことでかは知りませんが、先月行われました操法大会におきましては、第6分団は出場がなかったというのが現状でございます。

また、ことしの河原校区の区長さんたちの会合に私たち河原校区の議員も呼ばれまして参加いたしました。上あげの区長さんから、消防団について現実的に大変苦慮して不安があるので、どうかできないかというようなご相談がありました。以前、こういうような感じで私も同様な質問をいたしました。そのときは村長さんは、ちょうど西原分署ができて常備消防署の開設の直後でしたので、検討するというところで終わっていたように思っております。

また、現在、分団会議でも、ちょっと聞きますと、今後の団活動についても話し合いがあっているということをお聞きしております。

村としましては、この重要な消防団の今後の組織や活動に対して、どのようにされるのか、お尋ねします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えします。

消防団体制についてということで、以前からこういうお話があっておりますけれども、消防団というものは、地域に根差した組織でありまして、自分

たちの地域は自分たちで守るという地域愛、郷土愛から成り立っているというふうに私は思っております。

一昨年の熊本地震においても、それぞれの地域に消防団がいたからこそ、多くの住民を瓦れきの中から救出することができました。その日のうちに7,000人全住民の安否確認もすることができました。西原村は奇跡であるとまで褒めたたえられ、消防団がこれほど頼りになるとは改めて感じた住民の方から聞くこともできました。

地域を守るのが消防団の務めであります。やり方にはいろいろあるかと思いますが、機能別消防団は別といたしまして、班の統廃合、団員数の検討は、消防の機動力に大きく影響します。まずは、地元の消防団でありますので、地元の方々の意見が大事であるというふうに思います。それぞれの地域で、まずは協議をしていただきたい。消防を減らしていいのか、班を減らしていいのか。そうなれば積載車も減ってまいりますので、それでいいのか。地元でまず話していただきたいというふうに思います。

常備消防がおりますけれども、常備消防がおるおかげで建物火災には多くの消防団が出動しなくても済むという状況でもございます。ただ、大規模災害あるいは山林火災、あるいは、いろんな捜索関係のときには、消防団のほうが地理的にも詳しく、多くの人数を擁するわけであります。いろんなことが想定されますけれども、班を統合して高齢の団員を退団する方法、すなわち定員の削減につながりはしないか。あるいは、班ごとの定員ではなく、分団の定員として維持するのか。いろんなことが考えられますけれども、いずれにしても、私どもがどうこうというのではなく、地域の消防団でありますので、地元の意見を聞きながら、また消防団幹部会議等で話をしながら、私どもは総合的に判断をさせていただくならばというふうに思っております。

あとについては、担当課長より説明いたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長、西山君。

○総務課長（西山春作君）今、村長のほうから消防団に対する体制等について話がありましたけれども、まず、議員もご承知のとおりといいますか、熊本地震の発生以来、消防団の活動というのは、従来から村長も認めているところではございます。

ご存じのとおり、消防団は熊本地震発生当時、余震の続く中、みずからの危険も顧みず、住民の方々の救助活動、それから人命救助、それから避難誘導、被害状況の本部への報告など、的確な情報提供ということで、全ての分野において地震の被害を最小限にとどめるために大きな貢献をしていただきました。その後の避難所運営や集落の復旧作業、それから夜の不審者対策、空き巣に対する巡回活動等、住民の安全・安心のために長期にわたり活動をいただいたということでございます。これは、西原村消防団だからこそなし得たことだと思っております。この大地震の中、最小限に被害をとどめるこ

とができたのは、日ごろの訓練と地域に根差した消防団活動のたまものであるというふうに思っております。

そして、これらの活躍によりまして、西原村消防団は総務大臣から感謝状、それから消防庁長官から防災功労による表彰、それから内閣総理大臣表彰を受賞しております。

先ほどお話がっております消防団員の高齢化については、消防団の中からも懸念があらわれているところがございます。現在、先ほど林田議員からも話があったとおり、平均年齢が36.8歳と以前に増して高齢化をしている。特に、第6分団については、平均年齢が高齢化しているという状況となっております。今、消防団幹部会議の中でも、高齢化により消防団員の確保、維持が困難になってきている状況であるという協議がなされている。それも含めて、消防団の組織のあり方も協議がなされております。

その中で、内容といたしまして、先ほど村長からもありましたとおり、班の統廃合とか、それから統廃合を含む団員数の検討、それから、まだ協議中ということではございますけれども、団員の上限年齢等を検討してはとか、それから機能別消防団員の導入等を図ってはとか、そういう協議が随時されているという話は聞いております。

機能別消防団員につきましては、いろいろと業務の内容がその業務によって異なりますけれども、大規模災害時のみに限定した出動とか、予防活動、消防団の行事等で消防団をPR、あるいは火災予防広報団員として機能別に活動するものというのもあるようです。また、地元火災への出動、消防機材等の点検のみを行うが、出初め式、操法大会などの年間行事や訓練には参加を免除したりするという方法もあるようです。しかし、その運用につきましては、内容の検討がかなり必要になるというふうに考えられます。

班の統廃合を含む団員数の検討というのは、近隣の班との統合等を行って広域化して、団員数の効率化といいますか、地域間の交流といいますか、それを図るということです。これには、対象となる班と地元集落における十分な協議と、また理解も必要になるというふうに考えております。

上限年齢の制度化、年齢の上限をもし決めるということになれば、例えば上限を55歳、60歳に制限するということになれば、若返りは考えられますけれども、補充する若手の団員がいない場合は欠員が発生していくということが考えられます。

いずれにいたしましても、地元の消防力に大きく影響することでありまして、消防団幹部会議で十分な検討と、消防団と地元の集落、地域との十分な協議をしていただく必要があると考えております。

以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君、続けてください。

○8番議員（林田直行君）ただいま、執行部あたりも幹部会議の中でもいろいろ

る協議が進められているということで、まずは対策を練っておられるということで、安心しておりますが、いろいろ機能別の消防団あたりも先ほど述べられました。私にとっては、そういう感じじゃなしで、今までの分団である程度の調整ができれば、士気あたりも高まるんじゃないかなとは思っております。

いずれにせよ、消防団は西原村においてもあってもらわなければいけない組織でありますので、何かと大変であるとは思いますが、幹部会並びに、よその近隣の消防団の体制はどうなっているのかを勉強されまして、今後、団員の確保といいますか、少子化あたりになって団員の減少及び高齢化になるとは思いますが、より一層の消防体制をつくられることを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時41分）

（午後 1時54分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号5番、1番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

本日は、一般質問通告書に従い、2つの項目について質問をさせていただきます。

第1問目は、商業施設の誘致についてでございます。

本村において、以前は各集落ごとに1カ所以上の雑貨店、たばこ店がありました。しかしながら、時がたつとともに各集落の商店が徐々に減り続け、熊本地震後においては、残った店舗も被害を受け、私の住む河原地区では1軒のみが営業されている状況となりました。西原村全体においても、既存の商店は数軒ではないのでしょうか。

また、その反面、集落内の商店が減る中で、コンビニエンスストアやDIYショップの進出があり、村民にとっては、それなりの利便性は出てきております。

そこでお聞きしますが、本村において企画商工課が行っております消費動向調査等の推移はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）内容については、詳細につきましては後で担当の課長が答弁しますが、商業施設の誘致についてということでございまして、そのことが村の人口増に拍車がかかりはしないかというお尋ねであるかと思っておりますけれども、総体的には私のほうから答弁をさせていただきます。

お答えをさせていただきます。

熊本地震被災以降は、本村の人口も被災以前の増加基調から減少傾向となっております。被災前の人口まで回復させると同時に、さらなる増加を図ることが課題であるというふうに認識をしております。ほかの自治体において、大型商業施設の進出に伴い、自治体内外からの集客により、にぎわいの創出や買い物等の利便性の向上により定住人口が増加している先例があると認識をしております。

議員ご質問の商業施設とは、個人経営の店舗でなく、一定以上の広い売り場面積を保有する商業施設を誘致することと理解をしております。いろいろありますけれども、あとの内容は担当のほうがわかっておりますので、担当のほうから答えさせていただきます。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長、須藤博君。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

最初のほうの質問の中の県の消費動向調査の認識についてということですが、議員のご質問の県の消費動向調査、これは主に3年に1回熊本県のほうでやっている調査でございます。直近では平成27年の調査が行われております。本年につきましては、平成29年の時点で、平成30年の調査をどうするかということで、県の担当課のほうから各全市町村に意向調査がありまして、どちらも地震の関係でちょっとできないということで、本年の調査は見送られたというところでございます。

ご質問の消費動向調査の比較ということで、直近の平成27年と平成24年の調査について、若干中身のほうは把握しておりますが、主に地元商店でのうちの住民の方がどれだけ、こういった品目を購買されているかということの比率等々が、この調査の中で結果がまとめられておりますが、平成27年と平成24年を対比いたしますと、やはり地元での購買率というのは減少してきているということがはっきり言えると思います。この結果を見て、本村として商工業振興策にどう結びつけるかということが一つの課題ではございます。

以上です。

○議長（宮田勝則君）堀田君、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）やはり商店の減少と消費動向は並行しているということがわかります。

現在、村内で住民の方々は、特に若い主婦層の方から、コスモスみたいな生鮮食料品を扱うディスカウントドラッグストアがあればいいのに。自分たちは、わざわざ大津町に行ったり益城町に行っています。非常に不便ですから、誘致とかでけんどうですかというお声を何件か聞きました。

言われてみれば、近隣の益城町、菊陽町、大津町、高森町にもこれは店舗があります。そして、本村にはありません。企業が進出する上では、かなりの調査を行い、採算性を検討した上で進出をされてこられますが、本村にそ

の店舗が進出していただいても十分に採算がとれるのではないかと私は思います。

例えば、先ほどの村内集落にあったたばこ店、たばこを扱う商店がなくなってきましたが、また、健康増進法が制定され、禁煙者がふえ、喫煙者が減る中、本村のたばこ税の税収は安定しております。これは、村内にあるコンビニエンスストアの売り上げが主と思われる。そして、村内はもとより、本村を通過する南阿蘇を中心とした近隣の住民の方が購入されるという流れで、たばこ税も安定している状況にあるかと思えます。

御船町では、町が中心になって、アメリカの会員制ディスカウントストア、コストコの日本法人コストコホールセールジャパンが同町への出店を呼びかけていることがわかったと、毎日新聞の記事に載っておりました。もしこれが実現すれば、先ほど村長も言われましたとおり、その自治体にはかなりの費用対効果があるものと思われる。そこまではいかないにしても、生鮮食料品を扱う商業施設が進出すれば、本村の人口増に拍車がかかるものと思いますが、村長はどう思われますか。

また、熊本地震後、減少した人口を取り戻し、今後、人口をふやす方策はあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）大型商店を誘致するという事は、果たして、その企業さんが採算性がとれるのか、とれないのか。これは、私どもが判断するんじゃないやなくて、企業さんが判断することであって、採算がとれれば、進出したという申し出があるかと思えます。そういったときには、うちも受け入れたいというふうに思えます。

ただ、そのことによって、もともと村内にありました既存の商店に打撃を与えはしないかなということも考えられるということでございます。

今まで地区集落に商店がありましたけれども、先ほど議員が申されましたように減少しております。なぜ減少したのか。客が少ない、売れない、もうからない。いわゆる採算性がないから、だんだんと店は閉められていたんじゃないかなというふうに思えます。まだまだ頑張っておられるところもありますけれども、そういったところには、本当に集落にとってはありがたいなというふうに思っております。

それから、今後の人口増について考えはないかということでもありますけれども、私ども西原村も、震災前までは、余り数は多くはございませんけれども、右肩上がりに人口はふえてまいりました。九州の中で人口がふえているという村は西原村だけという状況でふえてまいりましたけれども、この地震のおかげで、今現在330人ほど減少しております。7,000人を割って6,700人余りという状況になっております。

私は、いつも言っております、一歩先を行く施策をもって対処すると。地

震についての復旧・復興の予算のめどはつきました。あとは、その予算の執行で来年、再来年と粛々と進めていくことであります。次に私が何をしなくちゃならないかということでもありますけれども、移住・定住促進をやっているならばというふうに思っております。やはり、きょう先ほど来より質問があつております空き地バンクや、若い世代が家を建てるならばローンの利子補給をするならばというような話もさせていただきました。

この西原村に行きたいけれども、西原村がどんなところだろうかと。西原村には何があつて、どういう生活がされるかわからないということで、知名度を上げるためにも、そして、この村でどんな生活を送られるかといったところもわかつていただきたいということで、西原村をPRするならばということで考えておるのは、ビデオをつくるならばと。プロモーションビデオをつくって村をPRするならばというふうに考えております。作成の内容といたしましては、実際に西原村に来られた方々にインタビューをして、子育て支援やいろんなことに関する内容を村の生活がイメージできるような形で制作をするならばというふうに思っております。

それは、移住促進ばかりでなく、村の観光にも利活用できる内容として、この村の自然や環境、あるいは利便性、そしてまたイベントや農産物の紹介とか、そして白糸の滝、ミルク牧場、萌の里等々の観光地の案内等も含めて、そして中には子どもたちの声も含めて、村の生活と人のぬくもりがイメージできるような、イメージを持って制作をするならばというふうに思っております。そして、この動画はユーチューブあたりで流していただいて、そして村のホームページとリンクさせて見ていただいて、移住のきっかけになればというふうに思っております。

また、定住だけで、村に来たけれども、仕事がないというようなことも考えられます。仕事を持ってこられる方もおられますけれども、西原村で仕事をしたいという方にも少しは何らかの手だてはしなくちゃならないということで、就労環境の創出も大切で、例えば鳥子工業団地の企業さんあたりを紹介したりとか、そしてまた、そのことが企業誘致の一端になればというふうに思っております。

やはり我々は人口300人を取り戻す。そして、7,000人を取り戻すという思いで今後進めていきますけれども、ただ単に生まれてくる子どもの数をふやすにはどうしたらいいかばかりでなく、どのような子育て施策があれば安心して産み育てられるかということが大事ではなかろうかなというふうに思っておりますので、そういったことを我々行政と住民がいろんな角度から正しい情報、点を出していただいて、その点を発信することによって、双方の理解、線となって、それがやがて村全体の認識面と広がっていくように、村の意識も変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

そういったことで、まだいろいろありますけれども、余り言いますと、み

んなせんといかんとと言われるといかんけん、大抵のころにしておきますけれども、先ほどのローンの利子補給もその一環でございました。そういったことをやって、村に若い世代が来るならばというふうに思っております。

あと、ただ思いでございますので、聞いていただきたいと思っておりますけれども、多分その中にも多世代同居世帯、同居するための例えばリフォームする場合。子どもが帰ってきた、部屋を1つつくりたい、リフォームするということに対しても、補助制度を活用して半額する。ただ、上限は50万円だけですよとか、いろんな形でやっていきたいなというふうに思っております。

そして、来年あたりから、どこの課になるかわかりませんが、大体わかっておりますけれども、少子化対策、移住、子育て支援、婚活支援施策を一括して、どこかの課に係をつくって対応をするならばなというふうに思っております。そういった形で進めていくなれば人口増にもつながりはしないかなというふうに思います。先ほどお話がありました婚活も、その中に入れてやるならばなというふうに思っておりますので、そのときはどうかご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）ありがとうございます。

今の答弁を聞きますと、非常に明るい未来が、また村長も人口をふやす目的で、いろいろ模索、努力をされておられるのがよくわかりました。

それで、私もやはり、村長、既存の商店への配慮も考えられましたが、例えば生鮮食料品を扱うディスカウントストア、例えばコスモスみたいなのが1軒来たただけであっては、大津町、益城町に行かれておった方がここに入るだけで、既存の集落の商店の配慮は、そこまで必要なのかなとは思っています。

これをもしもそういうお話があって、誘致でなくても進出していただければ、その利便性による人口増も望めますし、その施設が来ることによって、償却資産を含めた固定資産税、法人税の税増収、またパートさん等の今言われた雇用確保にもつながりますし、雇用されると後には住民税がふえるというのが思われます。

不動産物件のチラシを見てもわかりますように、家等を購入される方は、学校、公共施設までの距離とか公共交通機関の有無、特に商業施設の有無などが重要な選択のポイントとなりますので、もしよかったら今後検討のほどをよろしく願いまして、第1問の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）来られるのは拒みません。こっちから来てくださいと言うことは少し抵抗がございます。誘致する場合は土地も用意しなくちゃなりませんので、来ていただいて、それぞれの企業というか、大型ショッピングが来られることは拒みませんが、そういった方々は、多分にも採算性

が合うか合わないか、いろんなことを検討してこられると思いますので、そこら辺は、来るとなった場合は、採算性が合うという判断をして、私たちが受け入れたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮田勝則君）次の質問に移ってください。

○1番議員（堀田直孝君）続きまして、2つ目の質問です。

「特定外来生物等」の対策についてということでお尋ねいたします。

本村におきまして、生態系などに被害を及ぼすものと指定された特定外来生物等の侵入について把握をされているのか。また、対策はされているのか、質問いたします。

まずもって、特定外来生物とは、外来生物法、正式には特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、生態系などに被害を及ぼすものと指定された生物ですが、外来生物法では、指定された生物を飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つなどを禁止されており、特に違反すると罰則があります。

本村では、数年前から道路沿いを中心にオオキンケイギクが見受けられるようになり、熊本地震後は特に多くなったように思います。本村においては、このオオキンケイギクについては、ホームページにおいて注意喚起はしてありますが、オオキンケイギクを初めとする特定外来生物の把握はどのように把握されているか質問いたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）議員が申されましたようにオオキンケイギク、これは特定外来種ということで、外来種というのは、動物も植物もいろいろありますけれども、これは黄色い花が咲くということで、特に議員が役場に来られるときに、星田前のあたりには多く咲いておるとということで、花は割ときれいのございますけれども、これはもともとの植物を倒すような勢いで繁殖するということでございます。その内容、どうするか、把握しておるか、その辺は担当課長よりご説明いたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長、藤吉昌也君。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど村長が申されましたとおり、堀田議員、河原地区の議員におかれましては、一番目立つところに今一番繁殖しております。去年は、うちの職員の方で大分、星田地区については抜いたんですが、ことしはちょっと対応ができませんで、大分咲いておりましたので、県の振興局の土木のほうに、駆除してくださいということでお願いをしました。

それで、早急に対応していただきまして、きょうは見られたかどうかわかりませんが、星田の詰所から田中までの間が、ガードパイプの下ですね。あそこが一番繁殖しておりましたので、あそこについては駆除をされておま

す。今現在きれいになっておりますし、星田については目立つところは抜いたという形で今対応しております。

ただ、堀田議員が申されますとおり、村内、大幅に繁殖しているのは星田地区でございましたが、ところどころはやはりあります。それにつきましても、今後、目視で見えますので、村内どの地区にあるかということで、目視で確認をさせていただきたいと思えます。

その対応としましては、もう3年ぐらい前から衛生班長さんのほうには、公役のときに切ってくれということをお願いをしております。やはり5月の公役に草刈りをするという事は、繁殖につながらないということで、村道は余り見かけないと思えます。県道のほうが、今、公役をやっていないので、県のほうで切っておられますので、切られるのが大体盆前ぐらいということで、お答えをいただいておりますので、どうしても目立ってしまうということで、今後は、そのあたりも土木のほうとも考えながら、駆除対策のほうにも邁進させていただきたいと思えます。

ただし、どうしてもやっぱり繁殖力が強いということで、これは毎年毎年、根気強く駆除していかないといけないかなというふうに思っております。

先ほどの防災会議のほうでも区長さんのほうにもお願いをいたしたところでございますので、今後は村道、県道、また各個人の敷地内というぐあいに、いろんな分でPR、駆除活動を進めさせていただきたいと思えます。

以上です。

- 1番議員（堀田直孝君）動物については、把握は。
- 保健衛生課長（藤吉昌也君）今、動物については、まことに申しわけございませんが、現実的に把握はしておりません。
- 議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。
- 1番議員（堀田直孝君）以前は、麻薬の原料になるケシの花が村内の至るところに自生し、本村の担当者がトラックいっぱいになるほど引き抜き駆除をやはり行っていました。当時も、これは本当に麻薬の原料ということで、違法性になるものですが、それを知らずに自宅の庭にきれいだからといった理由で移植されていた方もおられます。このオオキンケイギクも同様、きれいだからということで自宅の庭先に移植されている方もいるようです。

現在、本村においては、他市町村から派遣職員とか任期付職員の応援を求めて地震の復興のさなかです。そんな中で、職員がされたということですが、やはり駆除作業は困難と思われれます。

そこで、駆除の周知を図る上でも、オオキンケイギクと今言ったんですけれども、後ろからも、どういふのやと一瞬、皆さんも思われて、なかなか皆さんご存じじゃないと思われれますので、やはりその周知を図るところで、先ほど藤吉課長が言ったように春夏の道路公役とか、老人会の1日清掃作業とか、いろんなボランティア作業をされますが、そのときに写真とか、こうい

うのがオオキンケイギクですよとか、こういうのが植えたらいかんケシですよとか、そういうふうにPRしながら、村民全体で行うと、多少取り残しが無いというふうな駆除ができるんじゃないかならうかと思えます。

これを全体ですればいいんですけども、個人でちょこちょことしておると、ケシの花なんかはもう犯罪ですね。これでそういうふうになってしまうと大変なことになりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、動物は把握されていないということでしたが、特定外来の中には、今、問題になっているのがアライグマです。アライグマが県の北部地域まで確認されるということでした。

当村ではどうなるのかということをお問ひしたいところでしたが、私が先週末、田植えの準備で河原小学校の上の新田地区において、ちょっと見えない動物がいたんです。ぱっと見たら、尻尾がしま模様で、もう完全なアライグマと。携帯の写真を撮ろうとした間に逃げてしまったんですけども、やはりうちの近所の、河原地区で、何人かの方は、タヌキじゃなか妙なか動物を見たぞと。ハクビシンと言うても、ハクビシンじゃなかと。ハクビシンは鼻に白が入っているし、尻尾が長いからと。結構特徴をご存じですけども、そのアライグマももう西原村に入っておると私は確信しておりますが、この対策はどうお考えでしょうかという質問です。

○議長（宮田勝則君）産業課長、南利君。

○産業課長（南利孝文君）アライグマでございます。目撃したという情報は初めて伺いました。これまでもアライグマじゃなかろうかというような目撃情報は、年に一回、二回、時々ございました。その詳しい特徴等を伺いますと、これまでのものは、いずれもタヌキであったりとかというようなことで、対象外ということで確認をしておったところです。

今回確認がされたということであれば、ぜひ写真をお願ひしたい。といいますが、アライグマが確認された場合は、鳥獣保護法では対応できません。鳥獣保護法ではなく、外来生物法に基づくとところの事務が必要になってまいります。この場合には、まず環境大臣、それから農林水産大臣による確認、この確認の時点で写真等が必要になると。できれば動画というふうに言われております。この確認、今度、大臣の認定を受けなければならないと。認定を受けた上で、防除の公示を国が行う。

それとあわせまして、村では地域対策協議会の設置、それから防除実施計画の作成というような事務が必要になっております。そういった実施計画の策定までできますと、駆除隊による駆除ができるというような運びになっておりますので、産業課のほうでは、この辺のマニュアルの整備はしておるところです。

ただ、おっしゃるとおり、非常にこのアライグマについても繁殖力が強うございます。年当たり1.5倍というふうに言われておりますので、迅速な対

応が必要になるんじゃないだろうかということでございます。その辺の防除計画の作成とか、それから協議会の設置が迅速にできるような準備を現在進めておるところです。

県からのマニュアル等につきましては、整備をしておったところですが、こういった計画書の策定ですとか、それから協議会の設置ですとか、その辺の細かいところまでは詰めておりませんでしたので、今回の堀田議員のご質問については大変感謝を申し上げますところでございます。そういった形で産業課としても早急に対応できるような体制を今構築しておるところでございます。

以上でございます。

○1番議員（堀田直孝君）今、準備は産業課のほうで進められておるということでしたので、やはり住民のほうにアライグマの特徴とかそういう今言われたことをできるだけ早く周知していただいて、早目の被害の出ない対策をお願いしたいと思います。

次に、これは特定外来生物ではありませんが、最近、かいせん病にかかったタヌキを見ます。かいせん病というのは、要は毛が抜けた裸のタヌキ、はげダヌキといいますか、裸の全く毛のないタヌキが、今、民家近くをうろろしておりますが、このかいせんというのが飼い犬などにもうつりますし、特に人間にうつるという厄介な病気を持っております。

近所に赤ちゃんを持っておるお母さんが、このことをご存じなんで、堀田議員、これをどうかしてもらえんだろうかと相談がっております。私も一回見ております。もう集落内です。集落内におります。ですから、こういうものが今度は飼い犬に媒介して、人間に感染するとかということになると、非常に重大な問題となりますが、そのあたりにとっては何か対策とかはありますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

通告書に記載していなかったもので、詳しいことは、すみませんが、調べておりませんが、タヌキについては、言われたとおり外来生物じゃないということで、野生鳥獣の分類に入ると思います。

野生鳥獣につきましては、鳥獣保護法による捕獲の禁止あたりがありまして、簡単に私たちも捕獲ができないということでございますので、今後、内部で協議させていただいて、何とか対応をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）よございますか。まとめますか。

○1番議員（堀田直孝君）はい。

○議長（宮田勝則君）じゃ、まとめてください。

○1番議員（堀田直孝君）このかいせん、人間にうつるということになると、駆除するほうも、やはり鳥獣保護法とかいろんな法律に絡んでやりにくいところがあるかと思しますので、はげているタヌキ、毛が抜け、かいせんに感染しているタヌキを見たら、近寄らないとか、触らないとか、広報を通じたり、インターネットを通じたりして、やはりまずは住民に周知して、対策は後でも構いませんけれども、そういう実態があるというのだけをして早く周知して、できるだけ人間に感染しないような努力をしていただきたいと思います。

以上でございます。私の質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は15日午前10時より行います。本日はこれをもって散会します。

午後 2時27分 散 会

第 3 号 (6 月 1 5 日)

平成30年第2回西原村議会定例会会議録

平成30年6月15日、平成30年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成30年6月15日（金曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成29年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 平成29年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 3 | 議案第46号 | 災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第47号 | 平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第48号 | 西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第49号 | 平成30年度西原村一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 同意第 1号 | 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 8 | 同意第 2号 | 西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第10 | 発議第 1号 | 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の |

文化的景観を守り、次世代に継承する」ための
決議

- 日程第 1 1 発議第 2 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣
について
- 日程第 1 2 陳情書について
- 日程第 1 3 委員会の閉会中の継続調査申出

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事に入ります前に、昨日の坂本議員の一般質問におきまして、2回目の教育長の答弁の中の訂正がございますので、その説明を教育長に求めます。

○教育長（竹下良一君）皆さん、おはようございます。

昨日の一般質問の私の答弁の中で、私の所管外の発言がありました。以下の部分でございます。

私たちは住民に対して住民の生活を優先し、住家の建設に向け、宅地の復旧・復興に全力を傾注しますということを私たちはお約束したわけですが、ということをおのほうから恥なくも言ってしまいました。そこが所管外というところで、おわびを申し上げますとともに、その部分の訂正をお願いします。「私たちは」という冒頭の部分を「村は」。「村は住民に対して住民の生活を優先し」というところです。

それから、後半の「私たちはお約束したわけですが」というところを「私たちも」というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。大変ご迷惑をおかけしました。以後、注意をします。申しわけございませんでした。

終わります。

○議長（宮田勝則君）ただいま教育長より答弁の訂正を求められましたが、お諮りします。昨日の一般質問の答弁の訂正を許可してもよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、昨日の答弁の文言の訂正をいたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、報告第1号、平成29年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、平成29年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成29年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

平成30年6月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、平成29年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告いたします事業は、総務費2件、衛生費1件、農林水産業費2件、土木費3件、災害復旧費3件の合計11件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。翌年度繰越額は合計で100億9,426万5,000円で、財源の内訳といたしましては、既収入特定財源3億6,047万3,000円、未収入特定財源でございますが、こちらは国県支出金55億1,338万5,000円、地方債38億9,300万円、その他の特定財源284万7,000円、一般財源3億2,456万円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

風の里キャンプ場管理棟外構整備事業につきましては、工事請負契約は締結済みでございます。9月竣工予定となっております。

災害公営住宅整備事業につきましては、工事請負費の住宅整備に係る村営水道の埋設工事の進捗率は96%となっております。

購入財産購入費は災害公営住宅を買い取る費用であり、整備として河原地区は完了し、山西地区は7月末竣工予定でございます。

次に、災害廃棄物処理等事業については、5月末現在、申請棟数に対しまして解体の進捗率は99.6%です。繰越分につきましては、9棟のうち完了2棟となっております。

次に、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業については、完了しております。

震災復旧緊急対策経営体育成支援事業については、件数ベースで進捗率71%となっております。

宅地耐震化推進事業については、委託料は宅地耐震化活動崩落対策調査測量及び発注者支援業務で、予算執行状況は79%となっております。工事請負費は活動崩落対策工事で、予算執行状況は16%です。

小規模住宅地区改良事業及び都市防災推進事業については、予算執行状況として、委託料が15%、工事費及び財産購入費は0%であります。

次に、過年度農地等災害復旧事業については、進捗率70%でございます。

次に、公営住宅災害復旧事業については、河原団地の災害復旧事業で、設計委託は完了しており、2棟4戸の新築工事を予定しております。県事業の急傾斜地対策事業と調整しながら発注予定としております。

公立学校施設災害復旧事業については、山西小学校の污水管復旧工事及び浄化槽復旧工事です。工事請負契約は完了しており、夏休み期間に集中して工事をする予定としております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告

することとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第1号、平成29年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を終わります。

日程第2、報告第2号、平成29年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号、平成29年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

平成29年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

平成30年6月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、平成29年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

ご報告いたします事業は、総務費1件、農林水産業費1件、土木費1件、災害復旧費2件の合計5件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。翌年度繰越額は、合計で17億1,057万2,334円で、財源の内訳といたしまして、未収入特定財源で国庫支出金12億6,661万2,516円、地方債3億5,910万円、その他の特定財源4万2,350円、一般財源8,481万7,468円となっております。

なお、事故繰越の理由等説明は、この計算書の一番右側の説明欄のとおりでございます。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

地方創生拠点整備交付金事業、風の里キャンプ場管理棟新築事業でございますが、これにつきましては、進捗率46%、8月竣工予定となっております。

次に、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業は、件数ベースで進捗率95%となっております。

次に、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業については、委託料の予算執行率は47%、工事請負費は58%となっております。

次に、農地等災害復旧事業につきましては、進捗率60%でございます。

次に、道路橋りょう災害復旧事業については、進捗率30%でございます。

事故繰越に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越明許費に準じて翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

何とか事業そのものは必死に取り組んでこられたと思いますけれども、やっぱりどうしても事故繰越が出るということはもう先般から伺っておりましたが、今年度末、要するに来年3月までに本当に可能なのか、それと、もしもの対策も考えておられるのか、そこらあたりをちょっと伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）それぞれの課に、（「いや」の声）村長に。（「まとめてでも結構ですけど」の声）総務課長。（「どこがいいかな、総務課か村長か」の声）

誰も手ば上げんと当てられんもんな。

村長。

○村長（日置和彦君）事故繰越をしたくてしているわけじゃございませんけれども、やはりやむを得ないと。このような事業の大きさでございしますので、やむを得ないところはございます。

特に小規模住宅改修事業、いつかお話ししましたように、昨年暮れに閣議決定、2月に国会を通過したということで、これは平成29年度の予算でございまして。もう発注する段階から繰り越しという状況であります。それを平成30年度で発注し、平成31年度事故繰越という形になりますけれども、事故繰越になった場合はその期間内で終わることは前提でございしますので、そういった形で進めていくということでございます。

対策といいますか、あとは業者の方々が不調不落なしで落札していただくことを願っておるということで、今どうのこうのは現在のところは申し上げるわけにもまいりませんので、それにあわせて努めていきたいということでございます。

○議長（宮田勝則君）中西君、よございませうか、今ので。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第2号、平成29年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第3、議案第46号、災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 廣瀬龍一君 登壇 説明)

○税務課長(廣瀬龍一君)おはようございます。

議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年6月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)の公布、及び農業災害補償法の一部を改正する法律(平成29年法律第74号)の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものです。これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容については、お手元に配付しております、災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の概要書でご説明させていただきます。

税務課資料1の概要書をごらんください。

改正の趣旨ですが、地方税法及び関係法令並びに農業災害補償法の一部改正を踏まえ、災害による被害者に対する村税の減免に関する条例についても改正の必要が生じました。

2の主な内容についてご説明いたします。

まず、(1)の第2条第1項の改正につきましては、地方税法の適用条文の号ずれによる整備で、「地方税法第292条第1項第9号」を「地方税法第292条第1項第10号」に変更します。

次に、(2)の第2条第2項の改正につきましては、地方税法の適用条文の定義の変更及び号ずれによる整備です。「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「地方税法第292条第1項第8号」を「地方税法第292条第1項第9号」に変更します。

(3)の第3条の改正につきましては、適用条文の法律名の変更による整備で、「農業災害補償法」を「農業保険法」に変更します。

この条例の施行期日は、農業保険法への法律名変更は公布の日から、そのほかの改正規定は平成31年1月1日から施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(宮田勝則君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員(山下一義君)7番議員、山下です。

この農作物の作物の収入がここの冷害あるいは干害によって収入が減った場合には、村税の減税ということは、これは所得税申告のときの自己申告でされるわけですか。

○議長（宮田勝則君） 税務課長、廣瀬龍一君。

○税務課長（廣瀬龍一君） ただいま、農業の被災された場合にはというご質問かと思えます。

今回の平成28年の地震では、ちょっと事例はありませんでしたけれども、一応私のほうでは本人さんからの申告ということで認識をしているところではございます。

ただ、今回の地震においては、該当というか、申告のほうはありませんでしたという状況です。

○議長（宮田勝則君） 山下君。

○7番議員（山下一義君） ここに書いてあるのは、冷害、霜害、それから干害によりその年中において収穫すべき農作物について生じた減収による損失額の合計額、農産物の減収価額から農業災害補償法とありますね。ですから、これは所得税の申告がありますけれども、農業の場合は。そのときにその内訳を申告するわけですか。いつ、この収入が減った場合にはどのような手続すればいいわけですか、それとも。

○議長（宮田勝則君） 暫時休憩します。

（午前10時28分）

（午前10時34分）

○議長（宮田勝則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

税務課長。

○税務課長（廣瀬龍一君） 山下議員がおっしゃられたとおりで、これにつきましては、確定申告において収穫、農産物関係の所得とかを毎年されているかと思えますので、それによって被災した次の年とか減収があったかとかいう形での判断になろうかと思えます。以上です。

○議長（宮田勝則君） 山下君。

○7番議員（山下一義君） ありがとうございます。わかりました。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第46号、災害による被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を

改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第47号、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 廣瀬龍一君 登壇 説明)

○税務課長(廣瀬龍一君) 議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年6月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものです。これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容については、お手元に配付しております、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の概要書でご説明させていただきます。

税務課資料2の概要書をごらんください。

改正の趣旨ですが、地方税法及び関係法令の一部改正を踏まえ、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例についても改正の必要が生じました。

2の主な内容についてご説明いたします。

まず、(1)の第2条第1項の改正につきましては、地方税法の適用条文の号ずれによる整備で、「地方税法第292条第1項第9号」を「地方税法第292条第1項第10号」に変更します。

次に、(2)の第2条第2項の改正につきましては、地方税法の適用条文の定義の変更及び号ずれによる整備です。「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「地方税法第292条第1項第8号」を「地方税法第292条第1項第9号」に変更します。

この条例の施行期日は、平成31年1月1日から施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君） 1 番議員、堀田です。

この議案ですけれども、平成28年のこれは熊本地震における特別の条例だったかと思いますが、これを改正して、施行は平成31年1月1日ということであれば、もう大体該当者がいないと思われそうですが、私が考えるところに、修正申告とか虚偽の申告があった場合のあれがありますが、そういうのが関係してこの議案提出となったのでしょうかというお伺いです。

また、そうであれば、この期間というのはどれだけ続くのかというのを質問したいと思います。

○議長（宮田勝則君） 税務課長、廣瀬君。

○税務課長（廣瀬龍一君） 堀田議員さんのほうからご質問ありましたとおりで、この条例の第5条第2項のほうに、ちょっと途中省略いたしますけれども、平成27年分の所得について、要は平成28年課税分ですね。修正申告等により、または変更があったときは、直ちにその者に対する減免を変更するものとするというふうに規定がうたわれております。今後、修正申告等がなされる可能性もあるということで提案をさせていただいております。

また、期間という、これ、いつまでこの条例を設けていなければならないかということですが、この期間というのは、地方税法の第17条の5の規定に地方税の更正や決定等の期間の規定が設けられております。この中の第3項には、税額等を増加させる賦課決定というものについては、法定納期限の翌日から3年を経過した日までという形になっている。また、第4項には、税額を減少させる賦課決定というものは5年を経過する日までと。同法の第6項には、偽りその他の不正行為等を要因とした賦課決定については7年を経過する日までという規定がうたわれておりますので、これに対応する上で、修正申告等があった場合にはその変更等を行わなければならないということで、今回ちょっと議案のほうを提案させていただいたところです。以上です。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第47号、平成28年熊本地震による災害被災者に対する西原村村税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第48号、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 須藤 博君 登壇 説明)

○企画商工課長(須藤 博君) おはようございます。

議案第48号について説明いたします。

議案第48号、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することとする。

平成30年6月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が制定され、平成29年7月31日施行に伴い、本法律の趣旨を踏まえ対象業種を広げるため、定義の変更をする必要があることから、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

条例改正の内容説明に関しまして、さきに皆様の議席にお配りしております西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について(案)の概要によりご説明させていただきます。

今回の条例改正の趣旨は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、略称、地域未来投資促進法が平成29年7月31日施行されました。

地域未来投資促進法の目的は、地域経済における事業環境の変化や地域への経済波及効果を高めるために地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的な波及効果を及ぼすことで地域経済を牽引する事業を促進することを目的とされています。

本条例改正の主な内容ですが、本条例の根拠法でございます地域未来投資促進法の趣旨を踏まえて、本条例で規定しております対象業種を広げるために、「工場等」の定義を改正するものでございます。

現行条例の第2条第1項第1号に規定されている「工場等」の定義を、統計法に規定する日本標準産業分類に基づき、製造業、電気・ガス・熱供給施設、開発研究施設としております。これを本条例の根拠法でございます地域未来投資促進法に規定されている中小企業者の定義の業種との整合性を図る

ため、業種の追加について改正するものでございます。

以上が本条例改正の内容でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第48号、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第49号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度西原村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,826万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,365万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年6月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

5ページ、第2表、債務負担行為補正でございます。

変更。事項、震災復興推進課庁車リース料。

補正前。期間、平成30年度から平成34年度まで。限度額、255万5,000円。

補正後。期間、平成30年度から平成35年度まで。限度額、128万1,000円。

なお、年度ごとの支払い計画は、平成30年度23万5,000円、平成31年度から平成34年度各25万6,000円、平成35年度2万2,000円となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、9、文教施設災害復旧事業債（公立学校施設災害復旧事業・単独）、10、文教施設災害復旧事業債（公立社会教育施設災害復旧事業）、11、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債。

限度額200万円、次に320万円、次に150万円。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。

起債の目的、6、公共土木施設災害復旧事業債（道路橋りょう災害復旧事業・過補災）。

補正前でございますが、限度額770万円。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

右のほうにいきますけれども、補正後でございます。

限度額1,050万円。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

9ページ、歳入でございます。

一番上のほうになりますけれども、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税827万4,000円の増額補正でございます。特別交付税の増額となっております。

中ほどになりますけれども、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金3,351万2,000円の増額補正でございます。公共土木施設災害復旧費負担金の増額でございます。

その下になりますけれども、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1,036万8,000円の増額補正でございます。災害救助費県負担金の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

10ページの一番上になりますけれども、款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入1,111万円の増額補正。災害公営住宅分の貸付料の補正でございます。

中ほどになりますけれども、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1,100万円の増額補正でございます。財政調整基金等の繰り入れのための増額でございます。

一番下になりますけれども、款21村債、項1村債、目6災害復旧事業債

950万円の増額補正でございます。公立社会教育施設災害復旧事業等の分でございます。

次に、11ページから歳出でございます。

一番下のほうになりますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目8企画費827万4,000円の増額補正。地域おこし協力隊報酬等の増額補正でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

15ページの一番上のほうになりますけれども、款3民生費、項3災害救助費、目3熊本地震災害救助費1,036万8,000円の増額補正でございます。被災者住宅応急修理工事費の増額でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

18ページの一番下のほうになりますけれども、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費4,407万3,000円の増額補正。道路橋梁災害復旧工事等の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）道路橋りょう災害復旧費に関連して質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）はい。18ページですか。

○2番議員（村上高志君）はい。18ページです。

○議長（宮田勝則君）はい。よございます。

○2番議員（村上高志君）益城町杉堂と西原村土林の間がまだ通行どめになっておりますので、工事の内容とどのくらい通行どめがかかるのか、わかるだけ説明していただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いします。

○議長（宮田勝則君）建設課長、吉田君。

○建設課長（吉田光範君）ただいまの村上議員からのご質問にお答えいたします。

益城町から土林までの区間につきましては、県の熊本土木事務所のほうで管轄をされております。災害箇所が6カ所ありまして、今現在4カ所ほど工事にかかっております。あと2カ所は用地の絡みでちょっと手つかずの状態だと推測しておりますが、あと施工中の4カ所につきましては、大分のり面の倒木の伐採とか、大きい石の破碎とか、そういうのが進んでおりまして、年内にはのり面工事がどうかなのということで思っております。ことしの梅雨でまたのり面がいかなければ大丈夫かなと思っております。

うちのほうで検討しているのは、近々に熊本土木のほうと今の現状を把握しながら、通行どめをなるべく早目に解除していただきたいということでご

相談をしたいと、協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）村上君、よございますか。

○2番議員（村上高志君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）じゃ、まず歳入のほうからいきます。すみません。中西です。

ページ9の10の1で、協力隊分の件です。

たしかきょうが締め切りだと伺っていましたがけれども、まずけさまでというか、きのうまでどうなのかが1つと、多分その方々に住居の確保等も検討はされていると思いますけれども、あちらさんの都合もありますけれども、できれば小学校、子どもさんがおられるなら河原地区も検討していただきたいと思って、両方ちょっと現状を伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長、須藤君。

○企画商工課長（須藤 博君）中西議員の今の2点のご質問に対してお答えいたします。

まず、今の応募状況というところでございますが、一応本日の直接持参、もしくは本日消印有効ということで期限を設定しております。

今現在2名の方の応募申し込みを受け付けております。あと電話では2件ほど問い合わせがあっておりまして、まだうちのほうでの郵送等の受け付けはしてきてはございません。

それと、住居についても、これは当然協力隊を受け入れる自治体、行政としては住居の確保までは当然おつなぎするという立場でございまして、現在村内の不動産の方のほうにちょっと照会をかけておりまして、今の空き部屋の状況等は一応今しかと把握させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）先ほど言いましたように、相手、先方さんの都合もありますでしょうけれども、基本的にやっぱり河原小学校問題がありますので、そこをちょっと頭に入れて行動していただきたいと思います。

続けていいですか、1つ。

これも歳入のほうです。

ページ10の17の1で、また川崎市のほうからご協力をいただいたと伺いましたけれども、また過去にもされたとは思っていますけれども、また何かそこにお礼等何か考えておられるのかなと思って。（「川崎市の、何ページ」の声）ページ10の17の1についてです。川崎市から車の指定寄附金になりますかね。

- 議長（宮田勝則君）総務課長、西山君。
- 総務課長（西山春作君）お礼の話だと思いますけれども、昨年度もお礼とい
いますか、直接川崎市のほうに参りまして、派遣職員のほうでもお世話にな
っておいりましたので、今回もそういう形でお礼をしたいというふうには考え
ております。以上です。
- 議長（宮田勝則君）よございますか、中西君。
- 4番議員（中西義信君）はい、よろしくお願ひします。
もう一つ、いいですかね。
- 議長（宮田勝則君）どうぞ。
- 4番議員（中西義信君）歳出のほうですけれども、ページ18の9の5の1で、
ちょっと若干関連も入るかもしれませんが、来年度からの社会体育、
小学校に関して5万3,000円組んでおられますけれども、多分これは会合費
だけの予算だと思っています。
- 今後、それに関連して、やっぱり現状では学童保育というのがありますけ
れども、河原のほうは何か前回の会合ではほぼ予定数の方が学童に入ってお
られると伺っていましたがけれども、山西のほうはまだ若干余裕があるのか
ないのか、そこらあたりを河原も含めて伺いたいです。（「学童保育の件」の
声あり）学童保育も、はい。
- 結果的に、来年から社会体育に移行の会合が始まりますけれども、それ
に関してやっぱり学童も活用していくという話も出てくるのかなど。来週から
2回目といいますか、本格的な会合に入りますけれども、それにやっぱり、
じゃ、学童にでもという話が出てくるのかと思います。そのとき許容人数、
まだ余裕があるのかないのかを。住民課、どこになるのかな。
- 議長（宮田勝則君）住民福祉課長、塚元君。
- 住民福祉課長（塚元利文君）お答えします。
- 今のところ、河原小学校が大体25名前後で、山西小学校も大体25名、25名
ぐらいで入っておりまして、教室とかあと対応の先生たちの対応を考えます
と、今のところそれがいっぱいいっぱい現状ということで運営している
ところがございます。以上です。
- 議長（宮田勝則君）中西君。
- 4番議員（中西義信君）では、学童そのものはもう活用はできないとい
うことですか。今後社会体育が始まったときに、学童の枠はもうないと。
- 議長（宮田勝則君）住民福祉課長。
- 住民福祉課長（塚元利文君）お答えします。
- まだ今のところは来年の入所状況もちょっと申し込みをとっていませんの
でわかりませんし、今後の対応につきましても、一応教育委員会とあと執行
部等、村長たちとも相談しながら進めていかなければならないと思います。
以上です。

○議長（宮田勝則君）中西君。

○4番議員（中西義信君）すみません。では本題に、今回そのものは会議費だけだと思いますけれども、来年度予算を編成する上において、社会体育関係に予算を今後組もうと計画をされているのかどうかをお願いします。

○議長（宮田勝則君）教育長、竹下君。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

最終的にはといいますか、18日の会議の中で明らかになっていくと思いますが、恐らく問題になってくるのは4時半から6時までの間、特に今、週3回部活動というのがあっておりますので、その時間帯と内容だろうと思います。

詳細についてはまだわかりませんが、その中で議論を進めていきたいと思えます。以上です。

○議長（宮田勝則君）中西君。

○4番議員（中西義信君）すみません。感覚として、学童には予算を組んでおります。出るところが教育委員会ではないだろうと思いますけれども、今後社会体育云々が始まったときに片一方では予算を村からも単費で何割か出すような形になっていると思いますけれども、そういった面からすると、今度社会人中心の対応になっていくと思いますけれども、そこらあたりにも組んでいかなければ、少しは組むべきではないかと思って、まだ早い段階ではありますけれども、また会合も行きますけれども、そういうところを今のうちからそういう予算化に関してはやっぱり方針は持つておくべきかなと思って。執行部との対応もあれでしょうけれども、そこら辺は、今後会合をする前に予算化の件も含めて何かきちんと話ができるような体制をお願いしたいです。要望です。

○議長（宮田勝則君）今のは要望ですか。

○4番議員（中西義信君）はい。要望で結構です。

○議長（宮田勝則君）要望ですので、答弁は要らないと思いますが。あくまで要望ですね。

ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

ページは16ページ。商工費の災害対策費として、阿蘇広域の観光連盟への事業負担ということで、59万5,000円ということが上がっております。

これにつきましては、私もちょっと聞いていたんですが、阿蘇地域で新たな取り組みをするということで今回立ち上げておられると思います。その中で、最初の予算が各市町村、7市町村で均等に100万というふうに聞いておりました。今回、59万5,000円になっています。これの経緯をちょっとお聞きしたいのと、そのとき多分西原村から観光推進協議会からも出席されてい

たと思うんですが、各7市町村で協会からも四十数万円を出してくださいということでありましたが、その件についてはどのようにになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長、須藤君。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、1点目の今回の阿蘇広域観光連盟事業負担金の当初100万円から今回補正59万5,000円になった経緯でございますが、これはもうこの委員会のほうで今回負担金の流れのほうは説明させていただきましたが、この下がった経緯まではちょっと補足しておりませんでした。もともとは阿蘇地域の観光協会さんたちが観光客がもう地震後かなり激減しているということで危機感を抱かれて、今まで各行政、市町村での取り組みだった観光協会が今度連携して何かやろうかというところから話が上がってきているところでございます。

構成市町村につきましても参画して一緒にということで、負担金のほうということで要望がございまして、当初は100万円ということでした。100万円というのは、一律にもうどの市町村も同じ意見で出せるということで100万円ということでの当初の先方さんからのご説明でありましたが、ただ、事業の中身を見てみますと、1自治体だけのイベントであったり、なかなか私どものほうに直接的な恩恵があるというものではなかったもので、事業の中身の精査もさせていただきたいということの意見と、やはりどうしても自治体によって観光として、観光宿泊施設があるところとないところもございまして、なかなか直接的なメリットの効果が薄いというのがございまして、どうしても傾斜配分的な案分でしていただけないかということで数回議論を経た結果、今回の金額という形になっております。負担金の案分等の算出につきましては、先般の委員会のほうで資料としてお示しさせていただいておりますが、その内容の計算方法でございます。

もう一点の推進協議会さんの参画の状況でございますが、これにつきましては、当初から阿蘇広域観光協会の方のほうで、西原村は今現在観光協会がないという状況でございましたので、これはもう民間のつながりということで観光推進協議会さんのお声かけということで参画されている状況でございます。自治体の負担分とこの地元の観光協会等の負担金の話も財源の中でありまして、観光協会側の負担金をどうするかというのは観光協会連盟のほうの中での議論という形で承っておりますので、行政としては特にかかわっておりません。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）先日、阿蘇のほうの議員さんにちょっとお聞きしたんですが、今の協会の分については出さない方向で行きたいと。その分だけちょっと予算を縮小しましたというふうな話がありました。これは西原村に

についても、今推進協議会に入っておられる方々が、要するに自分たちがもう今出せる状況ではないということをおっしゃられたんです。そして今、活動もなかなかできないと。今度の地震によってそういうことができないので、私たちもそれはちょっと無理ですもんねというふうな話だったんです。

今回、これは7市町村でこの観光協会を立ち上げる、西原村で今回立ち上げてそれを進めていかれるということで、西原村も阿蘇があつての西原村のほうでも観光としては今から先は考えていかなくちやならないというふうに思っておりますので、その分については、今後はそこに力を入れていくというのも大事であると思います。

また、阿蘇市のほうは外国からの集客をしたいということで話をされていると思うんですが、本村に今じゃ、外国から来て観光できるところがあるかというところ、今のところ外国人が来て観光するところはないと思うとです。本村もそこらあたり、今後外国の方々が来られて少しでも金を落とせる環境づくりというのもしていかなくちやならないのかなど。それについては、外国人が来られたら、要するに現金ではないので、クレジットカードとか電子マネーとか、そういうのでしていかなくちやなりません。そのときには、西原村が今そういうところにあるかというところ、そういうものもないと思いますので、その点はどのように今考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えします。

確かにインバウンドの方の対策というのは、今後の観光振興の中で一番重要な鍵ということでは認識しております。日本人の国内の旅行客数よりも、最近ではインバウンドの方の訪日での観光客数が多くなっておりまして、何年後かにはもう逆転するだろうということになっております。落とされるお金の額も比較にならないということで、今後はこの観光を新たな産業として国も振興していこうと、インバウンドを対象とした振興をしていこうというのがこの間叫ばれているところでございます。

外国人に対する受け入れ体制ということでございますが、現状では本村として独自に今のところやっている状況ではございません。ただ、今回の負担金ということで補正予算にあげておりますが、阿蘇広域観光連盟さんの事業の中には、先ほどおっしゃった外国人を対象としたクレジット決済とか電子マネー決済を念頭に入れた説明会とか、村内の事業者向けの説明会等々も計画されておりますし、英語版のパンフレットの作成というのでも広域的に取り組もうということで考えておられます。

それと、海外のイベント等に出展ブースを設けまして阿蘇管内の市町村で観光PR活動をするというのでも、今回の広域観光連盟の事業の中の事業メニューとしてあります。なかなか単独の市町村でどこまでできるかというのはちょっと限界がございますので、こういった広域的な取り組みの中で本村と

してやっていきたいということで考えております。

あと、もう一点は、うち独自としては、今、観光協会の設立を働きかけていただいておりますが、観光協会ができた暁には、行政とそういった観光事業者の団体さん、一緒になっていろんな本村としてのインバウンド対策を含めていきたいと思っております。なかなか温泉地があるとか、名所旧跡があるという自治体でなくても、他県では、飛騨市では年間かなりの数の農村風景とかツアーという形でいらっしゃっている自治体もございますので、本村もその辺の可能性はあるのではと理解しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、課長が今後の西原村の取り組みとして報告されましたけれども、西原村としても、今後観光についてはいろんな面で考えていかなくちゃならないというふうに思っております。今、観光バスが来たら、じゃ、どこにとまれるかということになると、萌の里とミルク牧場ぐらいですか。やはりそういうところに観光客が来るとということになると、周りにも少しでも利益があるんじゃないかなというふうに思っております。

ちょっと1つ聞いているんですが、ミルク牧場さんのほうからも何かその会議に参加されたということを知っております。向こうのミルク牧場では、牛とかそういう生き物がおりますので、外国から来られるとちょっと困るんですよねということを知りながら話を聞いたんです。口蹄疫とかそういう問題が出てくるからということだったんですが、そういうところの対策とか、そういうものもやはり村も考えて指導していかなくちゃならないのかなと思っておりますが、その点についてはどのように思っておられますか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）ミルク牧場様のほうの今のご指摘のところですが、はい、私も承っているところでございます。

インバウンドの方が結構ふえる中で誘客を図るという中では、ミルク牧場様のほうは口蹄疫というのをやはり大変気にされておまして、やりたいんですけどもその辺のリスクも負うのでちょっとやれないということは考えていらっしゃいます。

あくまでも施設の経営者のところの判断という部分になりますので、本村としてそれを絶対やってくださいと言えるところはございませんが、違う形での取り組みを期待したいというところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

ページは10ページで、繰入金のところのほう、平成28年度熊本地震復興基金繰入金（創意工夫事業）ということで100万円繰り入れてあります。3月の一般会計の予算では6,900万円繰り入れてあるかと思っております。

本村はまだこの事業に対して未指定でございますが、たしか10年の猶予があったかと思えます。何か今考えておられるのか、何の計画を考えておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）総務課長、西山君。

○総務課長（西山春作君）ただいまの熊本地震の復興基金の創意工夫分についてのご質問だったと思えますけれども、今回の補正については、応急仮設住宅の維持管理の継ぎ足し分といいますか、それに充てるためにさせていただいておりますが、これも検討の協議の中で2分の1相当ということで財源として上げさせていただいております。

ご存じのとおり、この創意工夫分につきましては、何にでもというのがなかなか使えないところもありますので、熊本地震による復興事業について逐次検討、打ち合わせをしながらといいますか、確認をしながらしているという状況です。

今後、何に計画しているのかというのは、また補正予算なり予算計上をする場合は、それに活用できるという場合はこういう形でまた繰り入れをさせていただいて活用をしていくならと思えますが、全体的に今後の分をどれというのは私のほうではまだ計画としては持っていないところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）上野君、よろしいですか。

○6番議員（上野正博君）はい、よろしいです。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第49号、平成30年度西原村一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

日程第7、同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、同意第1号についてご説明いたします。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年6月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字小森3527番地5、氏名、竹下あずさ、生年月日、昭和43年10月13日。

提案理由でございます。

教育委員竹下あずさ氏の任期満了に伴い再任いたしたく、任命に対し議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりました。

これより同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第8に入ります前に、廣瀬龍一君の退場を求めます。

（税務課長 廣瀬龍一君 退場）

○議長（宮田勝則君）日程第8、同意第2号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、同意第2号についてご説明いたします。

同意第2号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年6月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、廣瀬龍一、生年月日、昭和39年1月17日、住所、西原村大字小森1874番地。

提案理由でございますが、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。これが、この議案の提出理由でございます。以上です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第2号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時35分）

（午前11時38分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきましては、総務課長から朗読いたします。

（総務課長 西山春作君 登壇 朗読）

○総務課長（西山春作君）諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年6月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

番号1。氏名、緒方良行、生年月日、昭和30年10月28日、住所、熊本県阿蘇郡西原村大字河原2408番地、備考、新任。

提案理由。

人権擁護委員、戸田親男氏が、平成30年9月30日に任期満了となるため、新たに緒方良行氏を選任いたしたく意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。以上です。ご審議方、よろしくお願いいいたします。

失礼いたしました。表題ですけれども、表題は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（宮田勝則君）ただいま総務課長の朗読が終わりましたが、執行部に何かお尋ね、ご意見等はございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ね、ご意見がないようですから、お諮りします。本件は、緒方良行氏を適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、緒方良行氏を適任とすることに決定いたします。

日程第10、発議第1号、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議についてを議題とします。

内容の説明を提出者、林田直行君に求めます。

（8番議員 林田直行君 登壇 説明）

○8番議員（林田直行君）8番、林田でございます。

提出しておりました発議を朗読させていただきます。

発議第1号。

平成30年6月15日、西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。

賛成者、西原村議会議員、山下一義。

同じく賛成者、西原村議会議員、西口義充。

賛成者、西原村議会議員、村上高志。

阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議。

上記の議案を、別紙のとおり西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由。

現在、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取り組みと環境づくりが進められており、次世代に継承していくためにこれらの取り組みを支持し、支援していく必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、朗読します。

阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代

に継承する」ための決議。

阿蘇郡市世界文化遺産登録事業推進協議会を構成する阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村では、「世界文化遺産登録推進」の取り組みの一環として、各市町村の特性が活かされた景観の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資するために景観条例を制定し、かつ、地域の歴史、文化、農林業等の産業の表れである風景の価値を見直し、次世代に継承するために、文化財保護法に基づく重要文化的景観の国選定の取り組みを進めている。

また、ジオ（地球）に関わる様々な地層・岩石・地形・火山・断層などの自然遺産を保護・活用する「阿蘇ユネスコジオパーク」の活動にも取り組んでいる。

そのような中、経済界、報道機関、学識経験者等で作る「阿蘇世界文化遺産登録推進九州会議」が設立され、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた運動が積極的に展開されていくことになった。

各市町村においては、草原に代表される地域の宝である文化的景観を保護し魅力ある阿蘇の景観の形成及び次世代への継承を目指すため、自ら行う公共事業等に関しては、最大限、景観に配慮した工事を行うものとし、下記事項について取り組むこととしている。

西原村議会は阿蘇の世界文化遺産登録に向けたこれらの取り組みを支持し、支援、協力を行うものである。

記。

- 1 国県道等の道路施設等の工事における景観への配慮。
- 2 砂防事業や治山事業のダム・堰堤及び流路等の工事における景観への配慮。
- 3 その他公共事業等の工事における景観への配慮。
- 4 草原保全に関する施策の実施。
- 5 国・県への取り組みの要請。

以上、決議する。

平成30年6月15日、西原村議会。

○議長（宮田勝則君）ただいま提出者より内容の説明がございました。これより質疑に入ります。提出者並びに執行部に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。提出者は自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第1号、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第11、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第12、陳情書についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております陳情書等文書表の受理番号2番、3番については、産業教育常任委員会に付託し、継続審査にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、産業教育常任委員会に付託し、継続審査にすることに決定しました。

日程第13、委員会の閉会中の継続調査申出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方から申し出がっております。

事件、期限等については、記載のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程、会期日程は全部終了しました。

本日は、これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、これをもって平成30年第2回西原村議会定例会を閉会いたします。

午前11時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

4 番議員 中 西 義 信

5 番議員 西 口 義 充